

熊谷市地域防災計画 (案)

令和4年3月

熊谷市防災会議

《 目 次 》

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の策定	1
第3	令和3年度修正の概要	2
第4	計画の効果的推進	2
第5	計画の構成	3
第6	用語の意義	3
第2節	計画の前提条件	4
第1	自然条件	4
第2	社会条件	7
第3	災害履歴	8
第4	地震被害想定	12
第5	災害危険箇所	13
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	15
第1	概要	15
第2	市	15
第3	県	15
第4	指定地方行政機関	17
第5	自衛隊	20
第6	指定公共機関及び指定地方公共機関	20
第7	医師会・歯科医師会（第6に含まれる機関を除く。）	22
第8	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	22
第4節	防災ビジョン	25
第1	計画策定の基本的視点	25
第2	災害に強いまちづくり	25
第5節	市民及び事業所の基本的責務	28
第1	市民	28
第2	事業所	28

第2章 災害予防計画

第1節	防災組織整備計画	29
第1	市の防災組織	29
第2	自主防災組織の整備	29
第3	民間防火組織の整備	30
第4	事業所等の防災組織の整備	31
第5	ボランティア等の活動環境の整備	32
第6	地区防災計画の作成	33
第2節	災害情報体制の整備	34
第1	情報通信設備の安全対策	34
第2	情報収集伝達体制の整備	34
第3	情報処理分析体制の整備	35

第3節	建築物・施設等の耐震性の向上等	36
第1	建築物等	36
第2	ライフライン施設	37
第3	交通施設	38
第4	河川及びため池	39
第4節	防災都市づくり	40
第1	防災に配慮した計画的な土地利用	40
第2	市街地の整備等	40
第3	不燃化等の促進	40
第4	オープンスペース等の確保	41
第5	公共土木施設の耐震補強の推進	41
第6	社会資本の老朽化対策の推進	42
第7	防災活動のための公共用地の有効活用	42
第5節	地盤災害の予防	43
第1	軟弱地盤地域の安全措置	43
第2	宅地等の安全対策	43
第6節	地震火災等の予防	45
第1	地震に伴う住宅からの出火防止	45
第2	初期消火体制の充実	45
第3	危険物取扱施設の安全化	46
第7節	市民の防災意識の啓発等	47
第1	防災意識の啓発	47
第2	防災知識の普及	48
第3	自助及び共助の強化	49
第8節	防災教育	53
第9節	防災訓練	55
第1	総合防災訓練	55
第2	個別訓練	56
第3	事業所、自主防災組織等が実施する訓練	57
第4	訓練の検証	58
第10節	調査研究	59
第1	基礎的調査研究	59
第2	震災対策に関する調査研究	59
第11節	災害に備えた体制整備	60
第1	応急活動体制の整備	60
第2	応援体制の整備	61
第3	防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備	62
第4	消防力の充実強化	63
第5	医療救護対策	65
第6	避難対策	66
第7	飲料水、食料、資機材等の供給体制の整備	69
第8	帰宅困難者対策	73
第9	遺体の収容等対策	75
第10	防疫対策	75

第 11	動物愛護対策	75
第 12	被災住宅対策	76
第 13	文教・保育対策	77
第 14	要配慮者の安全対策	78
第 15	へリサインの整備	82
第 12 節	水害予防計画	83
第 1	河川管理施設の整備	83
第 2	流域対策の推進	83
第 3	浸水想定区域の周知徹底等	83
第 4	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	83
第 5	内水対策	84
第 6	水防体制の整備	85
第 13 節	土砂災害予防計画	86
第 14 節	風害予防計画	88
第 1	突風（竜巻等）に関する知識の普及	88
第 2	被害予防対策	88
第 3	活動体制の整備	89
第 4	適切な対処法の普及	89
第 15 節	雪害予防計画	91
第 1	市民等による雪害対策	91
第 2	情報収集・伝達体制の強化	91
第 3	雪害における応急対応力の強化	92
第 4	避難所の確保	92
第 5	建築物における雪害予防	92
第 6	交通対策	93
第 7	ライフライン施設における雪害予防	94
第 8	農業に係る雪害予防	94
第 16 節	事故災害予防計画	95
第 1	火災予防計画	95
第 2	危険物等災害予防計画	96
第 3	放射性物質事故災害予防計画	97
第 4	道路災害予防計画	99
第 3 章 風水害応急対策計画		
第 1 節	活動体制計画	101
第 1	市本部の設置・廃止	101
第 2	市本部の開設・運営	102
第 3	関係機関の活動体制	104
第 2 節	動員配備計画	105
第 1	市職員の動員・配備	105
第 2	関係機関の動員配備	107
第 3 節	自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画	108
第 1	自衛隊災害派遣要請	108
第 2	地方公共団体等への応援要請	111

第3	応援受入体制の確保	112
第4	広域応援の実施	114
第4節	警報及び注意報伝達計画	115
第1	気象警報・注意報及びその他の防災情報の伝達・周知	115
第2	異常な現象発見時の通報	123
第5節	災害情報通信計画	125
第1	災害情報の収集・報告	125
第2	災害通信計画	128
第6節	災害広報広聴計画	132
第1	災害広報資料の収集	132
第2	住民への広報	132
第3	報道機関への発表等	134
第4	広聴活動	135
第7節	水防活動計画	136
第1	排水機場操作及び水防体制の確保	136
第2	水防活動	136
第3	避難のための立退き指示等	136
第8節	土砂災害防止計画	137
第1	土砂災害対策	137
第2	被災宅地危険度判定	138
第9節	風防活動計画	139
第1	突風（竜巻等）に関する情報の伝達	139
第2	救助の適切な実施	140
第3	がれきの処理	140
第4	避難所の開設・運営	140
第5	応急住宅対策	140
第6	道路の応急復旧	141
第10節	雪害応急活動計画	142
第1	応急活動体制の確立	142
第2	降雪及び積雪に関する情報の伝達	143
第3	除雪態勢の確保	143
第4	交通規制	144
第5	帰宅困難者支援策	144
第6	医療救護	145
第7	ライフラインの確保	145
第8	地域における除雪協力	145
第11節	その他二次災害防止計画	146
第1	危険物対策	146
第2	放射線災害対策	146
第12節	消防活動計画	147
第1	消火活動	147
第2	他の消防機関に対する応援要請	148
第13節	災害警備計画	150
第1	災害警備	150

第 2 節	防犯対策への協力	150
第 14 節	交通対策計画	151
第 1 節	交通応急対策	151
第 2 節	交通規制措置	152
第 3 節	緊急通行車両の確認等	153
第 15 節	避難計画	154
第 1 節	高齢者等避難・避難指示及び避難誘導	154
第 2 節	避難所の開設・運営等	158
第 3 節	市外への広域避難	164
第 4 節	避難所以外の場所に滞在する被災者への支援	164
第 16 節	救急救助・医療救護計画	165
第 1 節	救助・救急活動	165
第 2 節	医療救護対策	166
第 17 節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋火葬計画	169
第 1 節	行方不明者の捜索	169
第 2 節	遺体の処理及び埋火葬計画	169
第 18 節	要配慮者の安全確保対策	172
第 1 節	在宅の避難行動要支援者等の避難支援	172
第 2 節	避難生活における要配慮者支援	173
第 3 節	社会福祉施設入所者等の安全確保	175
第 4 節	外国人への支援	175
第 19 節	飲料水、食料、生活必需品等供給計画	177
第 1 節	給水計画	177
第 2 節	食料供給計画	179
第 3 節	衣料・生活必需品等供給計画	180
第 20 節	応急住宅対策	182
第 1 節	住家の被災調査・り災証明書の発行	182
第 2 節	応急住宅の供給	184
第 3 節	被災住宅の応急修理計画	186
第 21 節	文教対策・応急保育計画	187
第 1 節	文教対策計画	187
第 2 節	応急保育計画	189
第 22 節	障害物除去計画	190
第 1 節	道路等の障害物の除去	190
第 2 節	住宅関係障害物の除去	190
第 3 節	集積場所、人員、機械器具等の確保	191
第 23 節	輸送計画	192
第 1 節	車両・燃料等の調達、配車計画	192
第 2 節	緊急輸送計画	193
第 24 節	要員確保計画	194
第 1 節	労務供給計画	194
第 2 節	一般ボランティア受入体制の確保	194
第 3 節	専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請	195
第 25 節	環境衛生計画	197

第1	災害廃棄物処理計画	197
第2	防疫活動	200
第3	食品衛生対策	201
第4	環境対策	201
第5	動物愛護対策	201
第26節	事前措置及び応急措置等	202
第1	市長の事前措置及び応急措置	202
第2	救助法の適用要請	204
第4章 震災応急対策計画		
第1節	活動体制計画	207
第1	市本部の設置・廃止	207
第2	市本部の開設・運営	208
第3	関係機関の活動体制	210
第2節	動員配備計画	211
第1	市職員の動員・配備	211
第2	関係機関の動員配備	213
第3節	自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画	214
第1	自衛隊災害派遣要請	214
第2	地方公共団体等への応援要請	217
第3	応援受入体制の確保	218
第4	広域応援の実施	219
第4節	地震情報等の収集	221
第1	地震情報等の収集伝達・周知	221
第2	異常な現象発見時の通報	223
第5節	災害情報通信計画	224
第1	災害情報の収集・報告	224
第2	災害通信計画	227
第6節	災害広報広聴計画	228
第1	災害広報資料の収集	228
第2	住民への広報	228
第3	報道機関への発表等	230
第4	広聴活動	230
第7節	水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画	232
第1	水防活動計画	232
第2	応急危険度判定	232
第3	土砂災害対策等	233
第4	危険物対策	233
第5	放射線災害対策	234
第8節	公共施設対策・帰宅困難者支援対策	235
第1	公共建築物	235
第2	ライフライン施設	236
第3	交通施設の応急対策	239
第4	その他公共施設等	240

第5節	帰宅困難者支援策	241
第9節	消防活動計画	243
第1節	消防活動	243
第2節	他の消防機関に対する応援要請	245
第10節	災害警備計画	247
第1節	警備措置	247
第2節	防犯対策への協力	247
第11節	交通対策計画	248
第1節	交通応急対策	248
第2節	交通規制措置	249
第3節	緊急通行車両の確認等	251
第12節	避難計画	252
第1節	避難活動	252
第2節	避難所の開設・運営等	256
第3節	市外への広域避難	261
第4節	避難所以外の場所に滞在する被災者への支援	261
第13節	救急救助・医療救護計画	262
第1節	救助・救急活動	262
第2節	医療救護等	263
第14節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋火葬計画	267
第15節	要配慮者の安全確保対策	268
第1節	社会福祉施設入所者等の安全確保対策	268
第2節	在宅の避難行動要支援者等の避難支援	269
第3節	避難生活における要配慮者支援	270
第4節	外国人への支援	271
第16節	飲料水、食料、生活必需品等供給計画	273
第1節	給水計画	273
第2節	食料供給計画	273
第3節	衣料・生活必需品等供給計画	273
第17節	応急住宅対策	274
第1節	住家の被災調査・り災証明書の発行	274
第2節	応急住宅の供給	274
第3節	被災住宅の応急修理	274
第18節	文教対策・応急保育計画	275
第1節	文教対策計画	275
第2節	応急保育計画	276
第19節	障害物除去計画	277
第1節	道路等の障害物の除去	277
第2節	住宅関係障害物の除去	277
第3節	集積場所、人員、機械器具等の確保	277
第20節	輸送計画	278
第1節	車両・燃料等の調達、配車計画	278
第2節	緊急輸送計画	278
第21節	要員確保計画	280

第 1	労務供給計画	280
第 2	一般ボランティア受入体制の確保	280
第 3	専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請	280
第 22 節	環境衛生計画	281
第 1	災害廃棄物処理計画	281
第 2	防疫活動	281
第 3	食品衛生対策	281
第 4	環境対策	281
第 5	動物愛護対策	281
第 23 節	事前措置及び応急措置等	282
第 1	市長の事前措置及び応急措置	282
第 2	救助法の適用要請	282
第 24 節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画	283
第 1	趣旨	283
第 2	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	283
第 3	地震発生後の対応	285
第 5 章 事故災害応急対策計画		
第 1 節	基本方針	287
第 2 節	火災対策計画	291
第 1	消防活動	291
第 2	大規模火災対策	292
第 3	林野火災対策	293
第 3 節	危険物等災害対策計画	295
第 1	危険物等災害応急対策	295
第 2	高圧ガス災害応急対策	296
第 3	火薬類災害応急対策	298
第 4	毒物・劇物災害応急対策	300
第 5	サリン等による人身被害対策	301
第 4 節	放射性物質事故災害対策計画	303
第 5 節	道路災害対策計画	306
第 6 節	鉄道事故・施設災害対策計画	308
第 7 節	航空機事故災害対策計画	310
第 6 章 その他の災害対策計画		
第 1 節	大規模水害対策計画	313
第 1	計画の前提	313
第 2	適時・的確な避難の実現	314
第 3	応急対応力の強化及び重要機能の確保	315
第 4	地域の大規模水害対応力の強化	316
第 5	氾濫の抑制対策及び土地利用誘導による被害軽減	317
第 6	防疫及び水害廃棄物処理対策	317
第 2 節	火山噴火降灰対策計画	319
第 1	火山噴火降灰の可能性	319

第2	事前対策及び予防計画	320
第3	災害応急対策	321
第3節	複合災害対策計画	325
第1	基本方針	325
第2	予防及び事前対策	325
第3	応急対策	327
第7章 災害復旧計画		
第1節	迅速な災害復旧	329
第2節	計画的な災害復興	332
第3節	生活再建等の支援	334
第1	被災者の生活確保	334
第2	災害復旧のための被災者への金融支援	336
第3	住宅の復旧・再建支援	337

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

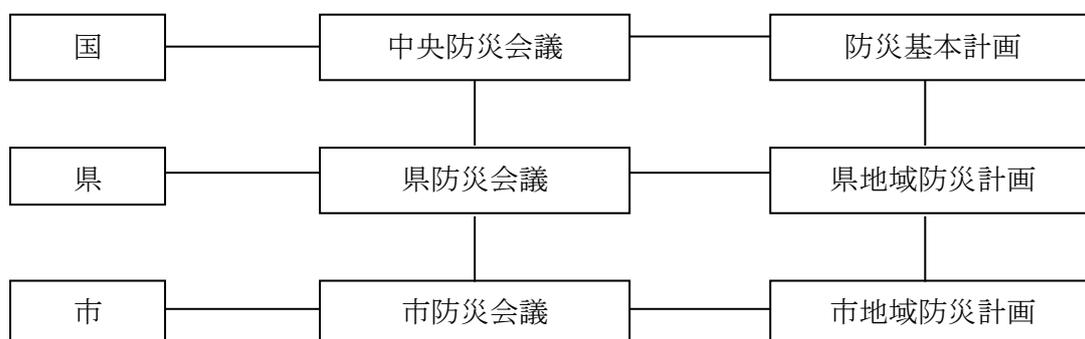
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、熊谷市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
 - ア 防災組織に関する計画
 - イ 情報の収集及び伝達に関する計画
 - ウ 消防、水防等災害防除に関する計画
 - エ 避難、救難、救助、衛生等被災者の救助保護に関する計画
 - オ 自衛隊災害派遣要請の依頼等応援要請に関する計画
 - カ その他災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設災害復旧事業の実施、災害（震災）復興対策本部の設置等災害復旧に関する計画

第2 計画の策定

- (1) 市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は、地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は、以下のとおりである。



(2) 市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例、市防災会議に関する規程の定めるところによる。

その所掌事務については、次のとおりである。

なお、市防災会議の庶務は、市長公室危機管理課がこれに当たる。

- 熊谷市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（熊谷市防災会議条例第2条）

【資料編】39 熊谷市防災会議委員一覧

48(1) 熊谷市防災会議条例

48(2) 熊谷市防災会議に関する規程

第3 令和3年度修正の概要

令和元年東日本台風では、死者4人、負傷者33人、住家被害7,000棟以上など本県でも甚大な被害が発生した。このときの災害対応から得られた教訓をはじめ、平成28年4月の熊本地震や平成30年7月豪雨などの近年の災害から得られた教訓や防災基本計画の見直し等を踏まえ、所要の改定を行った。また、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に関する内容も盛り込んだ。

第4 計画の効果的推進

1 自助、共助による取組の推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。

2 男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。

第5 計画の構成

この計画は、本編及び資料・様式編により構成する。本編の構成は、次のとおりとする。

本 編	第1章 総 則
	第2章 災害予防計画
	第3章 風水害応急対策計画
	第4章 震災応急対策計画
	第5章 事故災害応急対策計画
	第6章 その他の災害対策計画
	第7章 災害復旧計画
資料・ 様式編	第1章 資 料
	第2章 様 式

第6 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 …………… 熊谷市
- (2) 市本部 …………… 熊谷市災害警戒本部又は熊谷市災害対策本部
- (3) 市防災会議 …………… 熊谷市防災会議
- (4) 市地域防災計画 …………… 熊谷市地域防災計画
- (5) 県 …………… 埼玉県
- (6) 県本部 …………… 埼玉県災害対策本部
- (7) 県支部 …………… 埼玉県災害対策本部熊谷支部
- (8) 県防災会議 …………… 埼玉県防災会議
- (9) 県地域防災計画 …………… 埼玉県地域防災計画
- (10) 災対法 …………… 災害対策基本法
- (11) 救助法 …………… 災害救助法
- (12) 防災関係機関 …………… 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関
- (13) 協定締結団体等 …………… 災害時における物資の供給、応急復旧業務等に係る応援協定を締結した団体や事業者

第2節 計画の前提条件

第1 自然条件

1 地形

熊谷市は、関東平野の中央、埼玉県の北部に位置し、南北約20km、東西約14kmで、159.82km²の面積を有している。市域の地形の大半は、荒川によって形成された扇状地から漸移した氾濫平野（熊谷低地）となっている。

荒川の流路変化点（流下方向が東方向から南東方向に変化する地点）に位置しているために、過去に洪水氾濫を繰り返し、その結果として、氾濫平野には、旧河道が網状に複雑に存在し、それらに沿うように自然堤防が発達している。

低地は利根川によって形成された旧河道、自然堤防が発達した妻沼低地と、荒川によって形成された扇状地性の堆積物を主体とする熊谷低地に分類され、市域北部を東西に流下する福川がそれぞれの境界線である。

また、市の西部には櫛引台地（標高約30～60m）が、南部には、比企丘陵北端部に当たる江南台地（標高約45～60m）がそれぞれ分布しているが、いずれも範囲は狭く、市域のほとんどが標高差の少ない平地となっている。

■熊谷市の地形



(土地分類基本調査「熊谷」「高崎・深谷」から作成)

2 地質

熊谷市の表層地質は、櫛引台地や江南台地に分布するローム層、扇状地や氾濫平野に分布する砂泥を主体とした沖積層に大別される。

台地部は、砂泥れきの互層を主体とした新第三紀中新統を基盤とし、その上位に秩父古生層を起源とする砂れき層（東京層相当層）が堆積しており、表層は、櫛引台地では立川ローム層以上の層準のロームが層厚0.5ないし2m、江南台地では武蔵野ローム層以上の層準のロームが層厚4ないし5m、それぞれ堆積している。

熊谷低地には、砂れき層（東京層相当層）の上位に未固結の沖積層が堆積しており、層厚は荒川の流下方向と相関し、東にいくほど厚くなる傾向となっている。表層は地形状況を反映しており、旧河道、氾濫原には泥質を主体とした堆積物が、自然堤防には砂質を主体とした堆積物がそれぞれ堆積している。

3 活断層

熊谷市には、旧岡部町から深谷市の市街地の南方を経て熊谷市三ヶ尻に至る、延長約11kmに及ぶ明瞭な断層崖をもつ深谷断層、深谷市武川付近から熊谷市野原付近に至る延長約3kmの江南断層が存在する。深谷断層は、新旧の河成段丘がとう曲（地表のたわみ）によって西側が相対的に隆起するように変位している。江南断層は北西－南東の走向をもつ縦ずれ断層である。

活断層研究会（1991）によると、深谷断層、江南断層ともに、活断層であることが確実である「確実度Ⅰ」の活断層になっている。

■熊谷市域の活断層

断層名	確実度 *1	活動度 *2	長さ [km]	走向	傾斜	断層形態	変位基準	年代 10 ⁴ 年	断層変位		平均変位速度 [m/10 ⁴ 年]
									上下成分隆 起側 [m]	横ずれ成分 向き [m]	
深谷断層	Ⅰ	B	10	NW		撓曲崖	櫛挽面	6~8	W (14)		0.2
						撓曲崖	御綾威ヶ原面	2	W (5.5)		0.3
江南断層	Ⅰ	C	3	NW		撓曲	江南台地面	12	E (10)		0.08
						高度不連続	礫層基底	12	E (10)		0.08
						撓曲	荒川の低位面	2	E (2~3)		0.1

注)「新編日本の活断層」活断層研究会（1991年）

*1 確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもので、断層の位置や変位の向きが明確なもの

確実度Ⅱ：活断層であることが推定されるもの。すなわち、断層の位置や変位の向きが推定されるが、Ⅰと判定するには決定的な資料に欠けるもの。

確実度Ⅲ：活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因でリニアメントが形成された疑いがあるもの。

*2 第四紀の平均変位速度 s （単位は $m/1000$ 年）が A: $10 > s \geq 1$ B: $1 > s \geq 0.1$ C: $0.1 > s \geq 0.01$

さらに、深谷断層及び江南断層は、群馬県高崎市（旧群馬郡榛名町）から埼玉県北足立郡伊奈町に至る、長さ約82kmに及ぶ関東平野北西縁断層帯主部の一部を構成している。関東平野北西縁断層帯主部の平均的な上下方向のずれの速度は0.2~0.4m/千年程度、最新活動時期は約6千2百年前以後、約2千5百年前以前の可能性がある。また、平均活動間隔は、1万3千年ないし3万年程度であった可能性がある。

文部科学省地震調査研究推進本部によれば、関東平野北西縁断層帯主部全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード8.0程度の地震が発生する可能性があるとしている。また、その際には、南西側が北東側に対して相対的に5ないし6m程度高まる段差やたわみが生じる可能性がある。今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0ないし0.008%であるとしている。

■熊谷地方気象台の気象概況（平年値）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(°C)	9.8	10.8	14.3	19.9	24.6	27.1	30.9	32.3	27.9	22.1	16.8	12.0
最低気温(°C)	-0.4	0.3	3.6	8.6	13.9	18.3	22.3	23.3	19.7	13.7	7.2	1.8
平均気温(°C)	4.3	5.1	8.6	13.9	18.8	22.3	26.0	27.1	23.3	17.6	11.7	6.5
月雨量(mm)	36.5	32.3	69.0	90.7	115.1	149.5	169.8	183.3	198.2	177.1	53.5	30.9
最多風向	北西	北西	北西	北西	南東	東	東	東	東	西北西	西北西	西北西
日最大風速 (m/s)	15.0	16.8	16.8	15.0	14.5	13.2	11.5	15.4	22.8	15.9	15.2	14.0

※ 平年値とは、平成3(1991)年から令和2(2020)年までの30年間の平均値。

※ 日最大風速は、明治29(1896)年12月から令和2(2021)年9月までの観測期間中の月ごとの最大値である。

(気象庁ホームページ・気象統計情報から作成)

第2 社会条件

1 人口・世帯

熊谷市の人口は、平成20年をピークに減少傾向にあるが、世帯数は、核家族化の進行により増加している。

また、年齢階層別の人口構成をみると、熊谷市は埼玉県と比較して高齢人口の割合がやや高い状況にある。

■熊谷市の年齢区分別人口

地 域	総 数	14歳以下(割合)	15歳～64歳(割合)	65歳以上(割合)
熊 谷 市	195,410	21,997 (11.3%)	115,794 (59.3%)	57,619 (29.5%)
埼 玉 県	7,393,780	890,390 (12.0%)	4,543,859 (61.5%)	1,959,531 (26.5%)

(「埼玉県町(丁)字別人口調査 令和3年」から作成)

2 土地利用

熊谷市の地目別の面積割合は、田畑等の農地が市域の約45%を占めており、埼玉県内第5位の農業産出額に貢献している。しかし、田畑は年々減少しており、宅地が増加する傾向となっている。

また、山林及び原野は市域全体では約4%と少なく、可住面積が多くを占めている。

3 交通

(1) 道路

熊谷市は、江戸時代に中山道の宿場(熊谷宿)が置かれ、宿場町として栄えて現在に至っている。市内には東西に国道17号及び国道17号バイパス、南北に国道407号が走り、このほか、国道140号及び国道125号も市の中心部付近から分岐しており、埼玉県北部の交通の要衝となっている。また、これらの道路は県地域防災計画において緊急輸送道路となっている。

(2) 鉄道

熊谷市域には、JR東日本の上越・北陸新幹線及び高崎線、秩父市と羽生市とを結ぶ秩父鉄道本線が東西に通っており、埼玉県北部の交通の要衝となっている。

JR熊谷駅及び籠原駅の乗降客数は、近年は横ばい傾向となっている。秩父鉄道については、熊谷駅で平成14年以降増加傾向にあったが、平成22年以降は横ばい傾向である。

4 産業

熊谷市の産業は、農業産出額が県内第5位、年間商品販売額が県内第5位、製造品出荷額等が県内第2位であり、埼玉県北部における経済拠点となっている。

このため、事業所数、従業員数は、全県と比較すると、第1次産業と第3次産業の割合がともにやや高い。

第3 災害履歴

1 地震

熊谷市域に大きな被害を及ぼした地震は、大正12(1923)年9月1日の関東地震（マグニチュード7.9）、昭和6(1931)年9月21日の西埼玉地震（マグニチュード6.9）、平成23(2011)年3月11日の東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）が挙げられる。

■埼玉県における被害地震一覧表

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害 状況
818 M7.5	関東諸国 36.50、139.50	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。	不明
878.11.1 M7.4	関東諸国 35.50、139.30	相模・武蔵が特にひどく、5、6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多数。	不明
1615.6.26 M6.5	江戸 35.70、139.70	家屋破壊、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。	不明
1630.8.2 M6.3	江戸 35.75、139.75	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。	不明
1649.7.30 M7.0	武蔵・下野 35.80、139.50	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被災、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子・伊那で有感、余震日々4、50回、死50人余。 (埼玉県) 川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。	不明
1703.12.31 M8.2	関東南部 34.70、139.80	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者が出た。江戸の被害も大きかったが、県内の被害の詳細は不明。	不明
1791.1.1 M6.3	川越・蕨 35.80、139.60	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の被災。 川越で喜多院の本社屋根など被災。	不明
1854.12.23 M8.4	東海 34.00、137.80	(埼玉県) 推定震度 蕨、桶川、行田5。	不明

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害 状況
1855. 11. 11 M6. 9	江戸 35. 65、139. 80	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県) 推定震度 大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒、人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蔵で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒、死1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。	不明
1859. 1. 11 M6. 0	岩槻 35. 90、139. 70	居城本丸櫓、多門その他所々被損、江戸・佐野・鹿沼で有感。	不明
1894. 6. 20 M7. 0	東京湾北部 35. 70、139. 80	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県) 埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅350間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。	不明
1894. 10. 7 M6. 7	東京湾北部 35. 60、139. 80	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。	不明
1923. 9. 1 M7. 9	関東南部 〔関東地震〕 35. 20、139. 30	死者99,331人、負傷者103,733人、行方不明者43,476人、家屋全壊128,266棟、半壊126,233棟、焼失447,128棟、流出868棟。 (埼玉県) 死者316人、負傷者497人、行方不明者95人、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。	震度6。旧熊谷市で負傷者19人、家屋全壊16棟、家屋半壊429棟
1924. 1. 15 M7. 3	丹沢山地 35. 50、139. 20	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。	不明
1931. 9. 21 M6. 9	埼玉県北部 〔西埼玉地震〕 36. 15、139. 23 (0 km)	(埼玉県) 死者11人、負傷者114人、家屋全壊172棟、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い。	震度5。旧熊谷市で死者1人、負傷者8人、家屋全壊7棟、家屋半壊3棟
1968. 7. 1 M6. 1	埼玉県中部 35. 59、139. 26 (50 km)	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。 東京で負傷6人、家屋一部破損50棟、非住家破損1棟、栃木で負傷1人。	
1989. 2. 19 M5. 6	茨城県南西部 36. 01、139. 54 (54km)	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、整車、窓ガラス等破損、熊谷で震度3。	

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害 状況
2011. 3. 11 M9.0	三陸沖 〔東北地方太平洋沖地震〕 38.06, 142.51 (24km)	東北地方を中心に死者 15,899 人、行方不明 2,676 人、 負傷者 6,144 人。 (埼玉県) 最大震度 6 弱 (南埼玉郡宮代町)、負傷者 104 人、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災 12 件	震度 5 強。家 屋 (住家) 全 壊 1 棟、家屋 (住家) 大規 模半壊 1 棟、 家屋 (住家) 半壊 1 棟

(埼玉県地域防災計画 [資料編] (令和 3 年 3 月) に加筆)

(1) 関東地震

大正12 (1923) 年 9 月 1 日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは7.9であった。

埼玉県では、県東部の低地部を中心に、死者316人、負傷者497人、家屋全壊9,268棟、家屋半壊7,577棟の被害が発生した。熊谷市域の被害は、元荒川流域で大きかった。旧熊谷市で負傷者19人、家屋全壊16棟、家屋半壊429棟の被害が発生した。また、熊谷市周辺では震度は5ないし6であり、木造家屋全壊率は約1%であった。

(2) 西埼玉地震

昭和6 (1931) 年 9 月 21 日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは6.9であった。

震源断層は、榑挽断層とする説もあるが、明瞭な地表変位が確認されていないことから、国の地震調査研究推進本部は、榑挽断層の固有規模の活動ではないとしている。

被害は、荒川及び利根川沿いの沖積低地で大きく、埼玉県内で死者11人、家屋全壊172棟の被害が発生した。

熊谷市の震度は5であり、建物被害は荒川、元荒川に挟まれた低地で大きかった。また、旧熊谷市域では、死者1人、負傷者8人、家屋全壊7棟、家屋半壊3棟の被害が発生した。

さらに、熊谷市域では、液状化現象が荒川や利根川に沿った低地等で確認された。

立正大学大学院地球環境科学研究科オープンリサーチセンタープロジェクトの石田武氏ほかの平成16(2004)年発表の論文「1931年西埼玉地震による災害—荒川扇状地周辺の被害状況とその要因—」によると、荒川扇状地周辺では、自然堤防の縁辺部に集中して液状化が発生していることが指摘されており、自然堤防の縁辺部は、相対的に地盤高が低く、地下水位も高いため、液状化現象が発生しやすい環境にあると考えられている。

(3) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)

平成23(2011)年 3 月 11 日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは、日本の地震観測史上最大の9.0であった。

岩手県沖から茨城県沖の約 10 万平方キロメートルという広大な震源域で発生し、東北地方を中心とする津波の被害により、1 万 5 千人を超える死者が発生した。

埼玉県内で観測された最大震度は6弱 (南埼玉郡宮代町) であり、負傷者 104 人、家屋全壊 24 棟、家屋半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災 12 件が発生した。熊谷市内で観測された最大震度は5強であり、家屋全壊1棟、家屋半壊2棟の被害であった。

また、流通機能の支障による生活必需品やガソリン等の欠乏、福島第一原子力発電所の事故による東京電力管内の電力不足による計画停電等、市民生活に大きな影響をもたらした。

液状化現象については、市内の西城、日向及び上中条の各地区の一部の水田において発生した。

2 風水害

熊谷市は、市域の大半が荒川又は利根川に沿って発達した低地であるため、古くから多くの水害に見舞われてきた。気象原因のほとんどが台風によるもので、昭和41(1966)年6月の台風第4号、同年9月の台風第26号、昭和57(1982)年9月の台風第18号及び令和元(2019)年10月の台風第19号は市域に大きな被害をもたらした。

風害については、近年、各地で竜巻やダウンバースト等の突風による被害が発生しており、熊谷市においても、平成25年9月の台風第18号に伴う竜巻により、家屋全壊10棟、家屋半壊23棟をはじめとする被害が発生し、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用に至った。

3 雪害

熊谷市の月最深積雪の平年値は10cm未満であり、従来、雪による被害は多くなかったが、平成26(2014)年2月14日から15日にかけての南岸低気圧に伴う大雪では、最深積雪が観測史上最大の62cmを記録した。市域においては、彩の国くまがやドームの幕屋根が破損したほか、農作物を中心に大きな被害をもたらした。

■熊谷市域の主な風水害・雪害

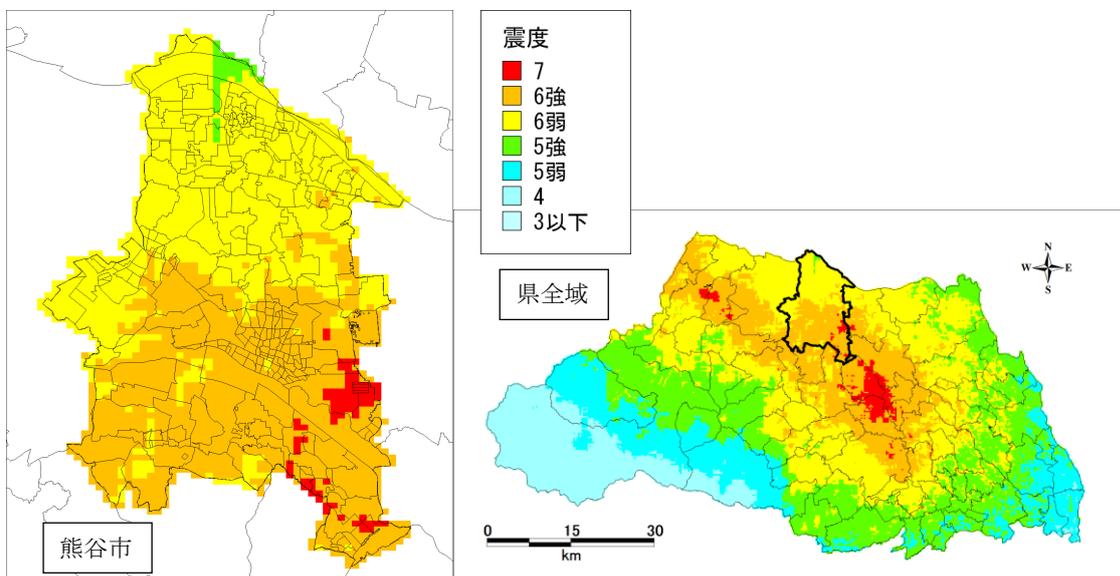
年 月 (日) 気象の種別 (台風の名称等)	旧 熊谷市	旧 大里町	旧 妻沼町	旧 江南町	備 考
昭和22年9月 カスリーン台風	決壊 100m	—	—	—	
昭和41年6月28日 台風第4号	床上浸水 29戸 床下浸 1,442戸	床上浸水 60戸 床下浸水 185戸	—	家屋浸水 69戸	日雨量 267.1mm 最大時間雨量 5.5mm
昭和41年9月25日 台風第26号	死者1名 負傷者6名 家屋全壊 39戸 家屋半壊 222戸 家屋破 1,746戸 床下浸水 36戸	家屋全壊 13戸 家屋半壊 51戸 家屋破損 508戸	—	—	総雨量 190mm 最大時間雨量 17.2mm
昭和49年9月1日 台風第16号	床上浸水 2戸 床下浸水 153戸	—	—	—	日雨量 100.5mm 最大時間雨量 27.5mm
昭和57年9月12日 台風第18号	家屋半壊 1戸 床上浸水 115戸 床下浸 2,333戸 橋りょう流失 3か所	床上浸水 28戸 床下浸水 133戸	—	家屋浸水 238戸	総雨量 350.0mm 最大時間雨量 73.5mm
平成3年8月 台風第12号	床上浸水 17戸 床下浸水 86戸 橋りょう流失 2か所	—	—	—	日雨量 253mm 最大時間雨量 35.5mm
平成23年9月 台風第12号	死者1名、床上浸水5戸、床下浸水1戸				総雨量 142mm 最大時間雨量 19.5mm
平成25年9月16日 台風第18号に伴う 竜巻	中等傷1人、軽傷1人 家屋全壊10棟、家屋半壊23棟、一部損壊783棟 非家屋全壊25棟、家屋半壊14棟、一部損壊297棟				藤田スケール F 1
平成26年2月 14日～15日大雪	重傷2人、中等傷10人、軽傷28人 アーケード・屋根の崩落・破損 38箇所 農業用ハウス・温室の崩壊 340箇所				最大積雪深 62cm 日降水量 104mm
令和元年10月12日 台風第19号	軽傷4人 住家床上浸水1棟、床下浸水5棟、その他17棟 通行止め27箇所、堤防損傷6箇所、倒木26件 市有施設：河川敷熊谷荒川緑地・利根川運動公園の施設等 その他7件（駐輪場の屋根の損傷等）				日雨量 250mm 最大時間雨量 28mm

第4 地震被害想定

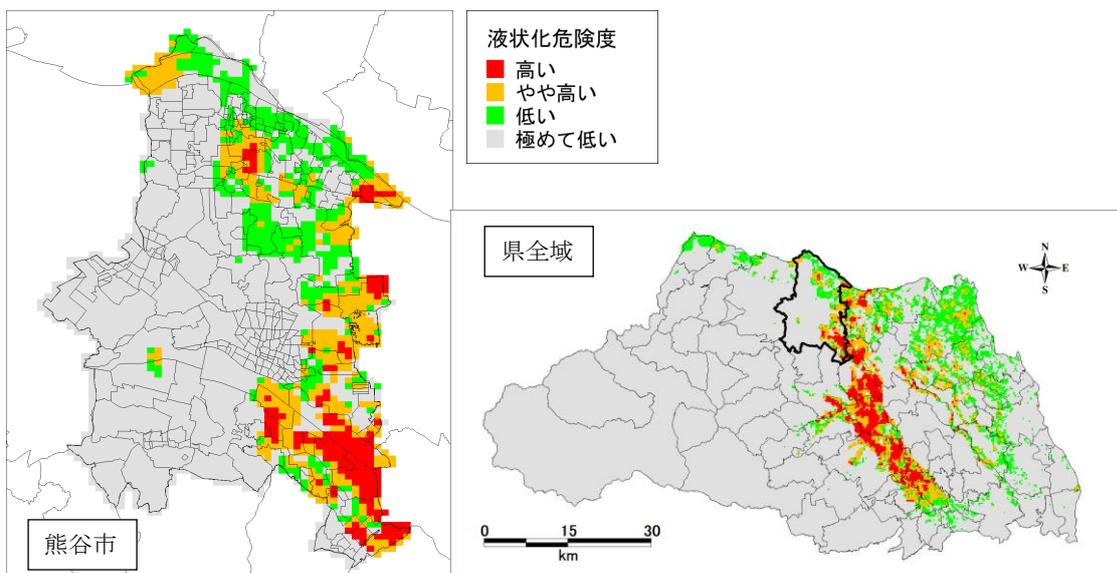
埼玉県地震被害想定調査（平成24～25年度）で想定された東京湾北部地震（マグニチュード7.3）、茨城県南部地震（マグニチュード7.3）、元禄型関東地震（マグニチュード8.2）、関東平野北西縁断層帯地震（マグニチュード8.1）及び立川断層帯地震（マグニチュード7.4）のうち、熊谷市域については、関東平野北西縁断層帯地震[破壊開始点:中央]（マグニチュード8.1）で最大の被害が予測されている。

この場合、震度は熊谷市の広い範囲で6強以上、一部で7となり、4,300棟以上の家屋が全壊するほか、火災が冬の夕方に発生し、そのときの風速が8mの場合には、800棟以上の家屋が焼失すると予測されている。また、人的被害が最大となるのは冬の早朝に地震が発生した場合であり、死者は284人、負傷者は1,900人余りに上ると予測されている。

■関東平野北西縁断層帯地震 [破壊開始点:中央] (M8.1) の予測震度分布



■関東平野北西縁断層帯地震 [破壊開始点:中央] (M8.1) の液状化危険度分布



出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月 埼玉県

■埼玉県地震被害想定結果被害一覧表（熊谷市域）

項目		想定地震		東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	立川断層帯による地震 (破壊開始点北)	関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点中央)
		本市の最大震度		5強	5強	5強	5強	7
建物被害 (棟)	全壊数		0	24	0	0	4,326	
	半壊数		1	41	0	0	8,759	
	焼失数	冬18時, 8m/s	7	8	1	0	803	
人的被害 (人)	死者数	夏12時, 8m/s	0	0	0	0	135	
		冬5時, 8m/s	0	0	0	0	284	
		冬18時, 8m/s	0	0	0	0	200	
	負傷者数	夏12時, 8m/s	0	1	0	0	1,384	
		冬5時, 8m/s	0	0	0	0	1,953	
		冬18時, 8m/s	1	1	0	0	1,414	
1日後避難者数(人)		冬18時, 8m/s	19	99	3	1	16,567	
帰宅困難者数(人)		平日12時	14,186	20,223	8,984	16,262	31,795	
ライフライン	上水道(断水人口)		34	7	0	0	100,949	

出典)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成25年11月 埼玉県

第5 災害危険箇所

1 浸水想定区域

(1) 荒川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

荒川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（荒川流域の3日間総雨量632mm）による外水氾濫の想定で、市域の左岸側では、福川付近まで広範囲に浸水するおそれがある。また、市域の右岸側では、旧大里町域の大部分で3mから5mの浸水が発生するおそれがある。

(2) 利根川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

利根川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（利根川流域、八斗島上流域3日間総雨量491mm）による外水氾濫の想定で、市域の左岸側では、5mから10mの浸水が発生するおそれがあるほか、右岸側では国道17号付近まで、広範囲に浸水するおそれがある。

(3) 小山川・福川

水防法による水位情報周知を行う埼玉県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

小山川・福川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（小山川流域24時間雨量636mm、福川流域24時間雨量671mm）による外水氾濫の想定で、利根川の右岸から国道17号付近まで、広範囲に浸水するおそれがある。

(4) 石田川・蛇川

水防法による水位情報周知を行う群馬県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

石田川・蛇川浸水想定区域は、おおむね1000年に1回程度起こる大雨（石田川流域24時間雨量658mm、蛇川流域24時間雨量658mm）による外水氾濫の想定で、石田川の右岸沿いで浸水するおそれがある。

2 たん水想定

埼玉県は、昭和33年9月の台風第17号（狩野川台風）及び昭和57年9月の台風第18号の実績降雨でシミュレーションしたものに、平成18年5月末までに完成した主要な治水施設の効果能力を勘案したたん水想定を行った。熊谷市域では、櫛引台地及び江南台地を除くほとんどの低地部で、たん水のおそれがある。

3 土砂災害危険箇所

市内には、砂防事業の基礎調査により把握される急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れの危険箇所）、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流のうち、急傾斜地崩壊危険箇所があり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、埼玉県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に15箇所が指定された（令和2年12月末）。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 概要

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備並びに点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

第2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災対法第5条第1項)

また、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を有効に発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

第3 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

北部地域振興センター

- (1) 県支部応急活動組織の整備に関する事。
- (2) 災害（震災）情報の収集及び報告に関する事。
- (3) 県本部及び管内市町等との連絡調整に関する事。
- (4) 災害（震災）状況の現地調査に関する事。
- (5) 管内市町が実施する応急対策業務等の支援に関する事。
- (6) 熊谷防災基地の開設に関する事。

熊谷保健所

- (1) 医療及び助産に関する事。
- (2) 医療救護班の編成及び派遣に関する事。
- (3) 医薬品の確保及び供給に関する事。
- (4) 防疫及び保健衛生に関する事。
- (5) 埋火葬の調整に関する事。
- (6) 飲料水、食料の衛生管理に関する事。
- (7) 動物愛護、猛獣対策に関する事。
- (8) その他医療に関する事。

熊谷県土整備事務所

- (1) 降水量及び水位等の観測情報に関する事。
- (2) 洪水予報、水防警報及び水位情報の受理、通報、周知に関する事。
- (3) 県管理の水閘門及び排水機場等に関する事。
- (4) 水防管理団体との連絡指導に関する事。
- (5) 県管理の河川、道路及び橋りょう等の災害（震災）状況の調査及び応急修理に関する事。

熊谷警察署

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関する事。
- (2) 警告及び避難誘導に関する事。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。
- (4) 交通秩序の維持に関する事。
- (5) 犯罪の予防検挙に関する事。
- (6) 行方不明者の捜索と検視（死体見分）に関する事。
- (7) 漂流物等の処理に関する事。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関する事。

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災対法第3条第1項)

関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関する事。
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (4) 警察通信の確保及び統制に関する事。

関東財務局

- (1) 災害査定立会に関する事。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関する事。
- (4) 国有財産の管理処分に関する事。

関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
- (2) 関係職員の派遣に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。

関東農政局

- (1) 災害予防対策
ダム及びため池、頭首工、地すべり防止施設等・防災上重要な施設の点検及び整備事業に関する事。
- (2) 応急対策
 - ア 管内の農業、農地及び農業用施設の被害状況の情報収集及び報告に関する事。
 - イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。
 - ウ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - エ 営農技術指導、家畜の移動に関する事。
 - オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。
 - カ 応急用食料及び物資の支援に関する事。
 - キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。
 - ク 食品の需給、価格動向や表示等に関する事。
 - ケ 関係職員の派遣に関する事。
- (3) 復旧対策
 - ア 農地及び農業用施設等の復旧事業に係る災害査定及び査定前工事の承認に関する事。
 - イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等、防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等、危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

関東運輸局 埼玉運輸支局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること。

東京航空局 東京空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制及びその周知徹底に関すること。

東京管区气象台 熊谷地方气象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること。

関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害時テレコム支援チームの派遣に関すること。
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

埼玉労働局（熊谷労働基準監督署・熊谷公共職業安定所）

- (1) 工場及び事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 職業の安定に関すること。

関東地方整備局(荒川上流河川事務所・利根川上流河川事務所・大宮国道事務所)

管轄する河川、道路及び官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努めること。

(1) 災害予防

- ア 災害(震災)対策の推進
- イ 危機管理体制の整備
- ウ 災害及び防災に関する研究、観測等の推進
- エ 防災教育等の実施
- オ 防災訓練
- カ 再発防止対策の実施

(2) 災害応急対策

- ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
- イ 活動体制の確保
- ウ 災害発生直後の施設の緊急点検
- エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- オ 災害時における応急工事等の実施
- カ 災害発生時における交通等の確保
- キ 緊急輸送
- ク 二次災害の防止対策
- ケ ライフライン施設の応急復旧
- コ 地方公共団体等への支援
- サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく「連絡情報員(リエゾン)」の派遣
- シ 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣
- ス 被災者・被災事業者に対する措置

(3) 災害復旧及び復興

- ア 災害復旧の実施
- イ 都市の復興
- ウ 被災事業者等への支援措置

関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- (2) 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。
- (3) 地殻変動の監視に関すること。

第三管区海上保安本部(東京海上保安部)

- (1) 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、水難救助等に関すること。
- (2) 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。
- (3) その他、災害応急対策の実施に必要な事項に関すること。

関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。
- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。

北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第5 自衛隊

陸上自衛隊第32普通科連隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - ウ 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 生命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
 - イ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

東日本旅客鉄道(株)高崎支社(熊谷駅、籠原駅)

- (1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配並びに不通区間に関する新幹線又は自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送に関すること。
- (2) 災害により線路が不通となった場合の措置に関すること。
 - ア 列車の運転整理及び折返し運転又は迂回を行うこと。
 - イ 線路の復旧及び脱線車両の復線及び修理をし、検査の上、速やかに開通手配をすること。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び巡回監視に関すること。
- (4) 死傷者の救護及び処置に関すること。
- (5) 事故の程度により、部外への救援要請及び報道機関への連絡に関すること。
- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設及び通信施設の保守並びに管理に関すること。
- (7) 帰宅困難者対策に関すること。

東日本電信電話(株)埼玉支店・(株)NTTドコモ埼玉支店

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

KDD I (株)・ソフトバンク(株)

- (1) 重要通信の確保に関すること。
- (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。

日本郵便(株)

- (1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

日本放送協会（NHKさいたま放送局）

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

東京電力パワーグリッド(株)（熊谷支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

東京ガス(株)

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。
- (3) 被災施設・設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

秩父鉄道(株)

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

(一社)埼玉県トラック協会

災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。

各土地改良区

- (1) 防災ため池等の設備の整備及び管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧に関すること。
- (3) たん水の防排除施設の整備及び管理に関すること。

指定水防管理団体（熊谷市・荒川北縁水防事務組合・大里郡利根川水害予防組合）

- (1) 水防施設資材の整備に関する事。
- (2) 水防計画の策定及び水防訓練に関する事。
- (3) 水防活動に関する事。

(株)テレビ埼玉・(株)エフエムナックファイブ

- (1) 防災知識の普及啓発に関する事。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関する事。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。

(一社)埼玉県医師会・(一社)埼玉県歯科医師会・(公社)埼玉県看護協会（第1支部）

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

(一社)埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。

(一社)埼玉県L P ガス協会（熊谷支部）

- (1) 液化石油ガス（L P ガス）供給施設の安全保安に関する事。
- (2) L P ガスの供給の確保に関する事。
- (3) カセットボンベを含むL P ガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事。
- (4) 自主防災組織等がL P ガスを利用して行う炊き出し訓練の協力に関する事。

第7 医師会・歯科医師会（第6に含まれる機関を除く。）

(一社)熊谷市医師会・(一社)熊谷市歯科医師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関する事。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

■公共的団体等の協力業務の例

- ◇異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ◇災害時における広報等に協力すること
- ◇出火の防止及び初期消火に協力すること
- ◇避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- ◇被災者の救助業務に協力すること
- ◇炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ◇被害状況の調査に協力すること

くまがや農業協同組合

- (1) 市が行う農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保並びにあっせんに関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

(福)熊谷市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

熊谷商工会議所・くまがや市商工会等商工業関係団体

- (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (3) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力並びにあっせんに関すること。

熊谷トラック事業協同組合

災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関すること。

熊谷木材協同組合・熊谷市建設業協会・埼玉県電気工事工業組合・熊谷市管工事業協同組合

- (1) 公共土木施設及び公共建築物の応急対策の協力に関すること。
- (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。
- (3) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の協力に関すること。
- (4) その他災害時における復旧活動の協力に関すること。

(株)ジェイコム埼玉・東日本(熊谷・深谷局)・F.M.クマガヤ(株)

- (1) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (2) 応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。

アマチュア無線熊谷クラブ

災害時における無線による通信連絡の確保の協力に関すること。

熊谷地区構内営業タクシー協議会

災害時におけるタクシー無線による非常通信等の協力に関すること。

デパート、スーパー等大規模店舗事業所

- (1) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (2) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力に関する事。

病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。

社会福祉施設等経営者

- (1) 避難施設の整備及び避難等の訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の入所・通所者の収容、保護に関する事。
- (3) 災害時における要配慮者の一時入所等の協力に関する事。

金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事。

学校法人

- (1) 避難施設の整備及び避難等の訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時における教育対策に関する事。
- (3) 被災施設の災害復旧に関する事。
- (4) 災害時における避難所及び物資集配所の開設の協力に関する事。

熊谷市国際交流協会

市が行う外国人救援活動への協力に関する事。

熊谷市赤十字奉仕団・福祉関係団体

- (1) 市が行う要配慮者の支援の協力に関する事。
- (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の救援業務の協力に関する事。
- (3) その他市が実施する応急対策活動についての協力に関する事。

介護保険サービス事業者等福祉関係事業者

- (1) 災害時における要配慮者の安否確認及び安全避難支援の協力に関する事。
- (2) その他市が行う要配慮者の支援の協力に関する事。

P T A等その他地域団体

市が実施する応急対策活動についての協力に関する事。

自主防災組織等住民組織

- (1) 災害時における組織的初期消火の実施に関する事。
- (2) 避難者（避難行動要支援者を含む。）の誘導及び負傷者等の救出救護の協力に関する事。
- (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営業務の協力に関する事。
- (4) その他市が実施する応急対策活動についての協力に関する事。

第4節 防災ビジョン

第1 計画策定の基本的視点

近年の都市化、少子高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化に伴い、ひとたび大規模災害が発生した場合に出現する被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化の潜在的可能性が著しく増大している。平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成12年9月の東海豪雨災害、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、そして平成23年3月の東日本大震災、さらには、本市における平成25年9月の台風第18号に伴う竜巻による被害、平成26年2月の大雪に伴う被害、令和元年10月の台風第19号に伴う被害、令和2年度から増加した新型コロナウイルスの感染拡大に至るまで、近年相次いで発生した大規模災害は多くの教訓をわれわれに示している。

災害による人的及び物的被害の最小化を図るためには、それらの大規模災害の教訓や事例に深く学び、予防・警戒・応急・復旧の各計画分野を一貫する、体系的かつ総合的な地域防災計画を策定し、市の各部局、市民、事業所、団体、その他市域にある全ての組織及び個人が手を携えて、計画を確実に実行することが必要である。

そのため、以下の4点を本地域防災計画策定の基本的視点として、「災害に強いまちづくり」の実現を目指すこととする。

- ◇地震及び風水害に強い都市構造の形成
- ◇防災施設、設備等の整備、並びに減災に徹した警戒、応急及び復旧対策の実施体制の整備
- ◇地域防災力の向上
- ◇要配慮者への支援や男女共同参画の視点に立った対策の推進

第2 災害に強いまちづくり

1 地震・風水害に強い都市構造の形成

(1) 震災に強い都市構造の形成

震災による被害を最小限に止める決定的方策は、燃えにくく、壊れにくい都市とすることである。そのため、市街地のゆとりある面的整備、公園、緑地、農地等、オープンスペースの確保及び保全を進めるとともに、防災上重要な公共建築物の耐震化、不燃化及び道路等交通施設、上下水道、電気、ガス等のライフライン施設の耐震化を強力に進める。また、その他の建築物についても、耐震診断の実施、耐震性が不足する建築物に対する耐震化及び不燃化を促す。

(2) 風水害に強い都市構造の形成

燃えにくく、壊れにくい都市は、風水害に対しても強い都市である。そのため、震災に強い都市構造の形成を進めるとともに、さらに風水害による被害を最小限に止めるための方策として、ある程度の規模の洪水に対して防御し得る河川整備、河川への降雨流出を抑制するための調節池整備、同じく雨水利用の推進等、ハード、ソフト両面にわたり総合的な治水能力の向上を図る。

また、急傾斜地崩壊対策事業の推進、防災に配慮した土地利用の誘導により土砂災害に強いまちづくりを併せて進める。

2 防災施設・設備等の整備、並びに減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備

(1) 防災施設、設備等の整備

防災拠点となる市本庁舎、各分庁舎における防災のための施設、設備等の整備及び強化、常備消防力としての消防本部及び消防署、非常備消防力としての消防団における施設、設備等の整備及び強化を図るとともに、市街地における延焼火災発生時のための避難地の確保等安全避難のための環境整備を進める。

(2) 減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備

災害後の救援及び救護対策を迅速かつ的確に実施するため、直後に想定される様々な混乱下においても機能し得る緊急輸送環境の整備、市内救急指定病院等を中心とした災害時医療救護体制の整備、社会福祉施設等を中心とした要配慮者支援体制の整備、地域住民と福祉関係者とを実施主体とした要配慮者の安全避難支援体制の確保及びその他被災者の救援体制の環境整備を進める。

3 地域防災力の向上

災害時における被害の軽減を図る上で、応急対策の担い手としての職員、そして「自らの安全は自ら守る」ための市民、「自分たちの地域は自分たちで守る」ための地域（自主防災組織等）が、有事の際に、迅速かつ的確に行動できるかどうか極めて重要である。また、市等防災関係機関職員、事業所等の管理者及び関係者、市民並びに地域が一体となって、活動できるかどうか重要である。

地域防災計画や各種マニュアルの公表、周知及び習熟、各地域における危険区域及び危険箇所に関する情報の公開及び周知、減災を図る上で必要な防災知識の普及、防災意識の啓発を進めるとともに、実践的な防災訓練を通じた市職員、事業所等管理者・関係者、市民及び地域の連携の強化、地域における相互扶助防災体制の強化等を進める。

また、家庭及び事業所内における、救助活動等防災のための資機材、水、食料、生活必需品等物資の備蓄の確保を促す。

4 要配慮者支援や男女共同参画の視点に立った対策の推進

(1) 要配慮者支援の視点に立った対策の推進

東日本大震災における大きな課題の一つとして、災害時における避難行動や避難生活に配慮が必要となる高齢者や障害者、妊産婦や乳幼児、外国人等の「要配慮者」に配慮した情報伝達、避難誘導、安否確認等が十分に行われず、また、その後の避難生活において、避難所や福祉避難所が十分な機能を果たさなかったことなどが指摘された。

このことを踏まえ、平成25年6月に災対法が改定され、こうした要配慮者のうち、災害時の避難において特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿の作成や、当該名簿の情報の避難支援者等への提供に関する取扱い等が規定された。

本市でも、「第3次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」（平成31年3月策定）において、避難行動要支援者名簿の整備や避難支援プランの策定、災害福祉マップの作成及び避難支援関係者への提供等を「市が取り組むこと」として、また、支援を必要としている人の把握や避難支援者の確保等を「地域が取り組むこと」として、それぞれ位置付けている。

この位置付け等を踏まえた、災害発生時の円滑、安全な避難をはじめとして、避難所における良好な生活環境の確保等、要配慮者への支援の視点に立った対策の推進に努める。

(2) 男女共同参画の視点に基づく対策の推進

男女双方の視点を考慮した防災対策を推進するため、国の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(令和2年5月策定)等を踏まえ、女性リーダーの育成を図るとともに、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

この方針に基づき、防災、災害発生時及び災害復興に関する諸事業について、政策及び方針決定の過程における女性の参画を推進し、防災活動の活性化を図るとともに、男女が共に支えあう地域づくりに努める。

＜「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(内閣府) 7つの基本的な考え方＞

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる。
- 2 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である。
- 3 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する。
- 4 男女の人権を尊重して、安全・安心を確保する。
- 5 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する。
- 6 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける。
- 7 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する。

第5節 市民及び事業所の基本的責務

防災活動の基本は、市民一人一人が防災についての正しい知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自ら守る」ということである。市民はこの原点に立って、日頃から、食料の備蓄等、自主的に災害（震災）に備えるとともに、市が行う消火・救援活動等の防災活動と連携、協力し、被害を軽減するため、市民自ら被害の事前防止及び拡大防止に努めなければならない。

また、事業所は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常食料の備蓄等、災害（震災）に即応できる計画的な防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。

市民及び事業所の基本的責務は、以下のとおりとする。

第1 市民

- (1) 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力すること。
- (2) 県及び市が行う防災に関する事業に協力すること。
- (3) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (4) 食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するとともに、災害に備えるための手段を講ずること。
- (5) 過去の災害から得た教訓の伝承に努めること。

第2 事業所

- (1) 事業活動において、企業市民としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力を払うこと。
- (2) 災害発生後、従業員や来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (3) 県及び市が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力を払うこと。
- (4) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福祉の向上に努めること。
- (5) 事業継続計画（BCP）の作成、更新及び事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じた防災活動の推進により、災害発生直後の応急対策期経過後は、一刻も早く業務を再開できるよう努めること。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

第1 市の防災組織

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	所管各機関

市防災会議及び市災害対策本部の運営については、関係機関及び市各部等の相互連携並びに各職員等への周知に努めるとともに、地域防災計画修正については、市や他市町村の災害対応事例に照らした点検・検証を行い、必要に応じて、関係条例、要綱等に反映させる。

【資料編】48 条例・規則等

第2 自主防災組織の整備

市担当部課	市長公室危機管理課、消防本部
関係機関	

市（市長公室、消防本部）は、自主防災組織の連携強化を図り、防災力の向上を図る。

1 組織化の推進

市（市長公室）は、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 既存のコミュニティである自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど、既存の地域コミュニティを生かした単位にする。
- (2) 昼夜間及び休日、平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議の上、事業所防災組織との連携を図る。

2 活動の充実・強化

市（市長公室、消防本部）は、県と連携し、また、日本防災士会の協力を仰ぎ、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う地域防災リーダーの育成に努めるとともに、女性のリーダーの育成にも努める。また、多様な世代が参加できるような環境の整備、防災訓練実施等の支援に努めるとともに、防災資機材の整備助成を行う。さらに、既存組織の活動の活性化に関し、各種資料の提供等組織への支援及び助言、モデル組織の設置等を推進する。

■自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ◇要配慮者を含めた地域住民のコミュニティ意識の醸成
- ◇日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ◇情報の収集及び伝達、初期消火、避難並びに救出、救護等の防災訓練の実施
- ◇消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備、点検等
- ◇地域の把握（危険箇所、要配慮者等）

[発災時]

- ◇初期消火の実施
- ◇情報の収集及び伝達
- ◇救出及び救護の実施並びにそれへの協力並びに被災者の安否確認
- ◇集団避難の実施
- ◇防災士との連携
- ◇炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ◇要配慮者の安全確保等
- ◇避難所の自主的な運営（市が避難所を運営する場合は運営の協力）

3 自主防災組織のネットワーク化

大規模災害発生時には広範囲での被害が想定されるため、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織間と連携し、普段から災害時に協力しあえる体制を築いておく必要がある。このため、自主防災組織間の連携を図るためのネットワーク化を推進する。

【資料編】29 市内自主防災組織一覧

第3 民間防火組織の整備

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	

市（消防本部）は、県と連携し、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した、幼稚園児や保育園児を対象に、施設見学や防火教室等により消防知識の習得を目的とした幼年消防クラブの育成を図る。

第4 事業所等の防災組織の整備

市担当部課	消防本部予防課、市長公室危機管理課
関係機関	

1 一般企業

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に市域においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間市外へ通勤して不在のケースも多い。

そのため、市（消防本部）は、企業の行う事業所防災力の強化を支援するとともに、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備、食料・物資等の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等と協働し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

2 施設内の防災組織の育成

市（消防本部）は、学校、病院及び市立文化センター等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

3 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

市（消防本部）は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスの特殊性から、関係団体の行う防災活動に関する技術の向上、防災訓練等の実施に関し、指導及び助言を行う。

4 事業所内の防災組織の育成

市（消防本部）は、自衛消防隊等を中心とした自主防災体制の確立を支援する。また、地元地域への貢献という観点から、事業所と協議の上、地域における自主防災組織の一員として位置付け、住民による自主防災組織との連携を図る。

5 関係機関との協力体制の確立

市（市長公室等）は、以下に掲げる機関との協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員・児童委員、赤十字奉仕団
- (2) 農業商工関係団体
- (3) 校区連絡会、PTA、自治会、婦人会及びその他の市民団体
- (4) 医師会等

第5 ボランティア等の活動環境の整備

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	(福)熊谷市社会福祉協議会

1 ボランティア関係機関等とのネットワーク化促進

市（市長公室）は、県と連携し、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日頃から、ボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

2 登録ボランティア制度の活用

市（市長公室）は、住民に対し、県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録への呼び掛けを積極的に行う。

また、以下に示す災害救援専門ボランティア等の県による派遣受入体制を整備する。

区 分	登録主体	専 門 分 野
災害救援専門ボランティア	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーター ・心のケア ・乳幼児保育 ・介護 ・手話通訳 ・外国語通訳 ・情報及び通信 ・土木及び建築
砂防ボランティア	彩の国砂防ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 ・土砂災害に関する知識の普及活動 ・土砂災害時の被災者の援助活動
被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急的な危険度判定 ・被災宅地の応急的な危険度判定
災害時動物救護活動ボランティア	県	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃 ・飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護 ・被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス ・支援物資の運搬

3 企業・事業所の協力体制の確立

市（市長公室）は、県が整備する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」による登録内容を随時把握するとともに、災害時において、登録企業による防災及び救助活動への支援が受けられるよう、必要な体制を確立する。

第6 地区防災計画の作成

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

大規模災害が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが必要である。

そのため、市内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に事業所を有する事業所は、協働して地区防災計画の策定に努め、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

また、市（市長公室）は、地区防災計画の啓発に努めるとともに、その策定に当たっては、当該地区に対して必要な支援や助言等を行うものとする。

第2節 災害情報体制の整備

第1 情報通信設備の安全対策

市担当部課	総務部庶務課、市長公室危機管理課、所管各部
関係機関	埼玉県電気工事工業組合

1 非常用電源の確保

市は、停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的メンテナンスを行う。

2 地震・浸水等に対する備え

市は、情報通信に係る各種機器及び設備には転倒防止措置を施すとともに、浸水のおそれのある場合は、止水板設置等浸水防御措置の実施若しくは浸水のおそれのない場所へ移設する。また、これらの定期的メンテナンスを行う。

3 システムのバックアップ

市は、市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。

第2 情報収集伝達体制の整備

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

市（市長公室）は、災害発生時に、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時から、次のような情報の収集及び伝達の体制の整備、拡充を図る。

1 有線・無線電話設備の整備

災害に関する情報連絡等を行う有線及び無線電話設備の機能を維持するため、整備、拡充を図るとともに、電話設備等の周辺施設の耐震化、機器の転倒防止及び予備電源や充電設備の確保を図る。また、災害時優先電話の増設及び衛星携帯電話の整備を行い、通信の確保に努める。

2 防災行政無線等の整備・拡充

災害に関する情報の収集及び伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備、拡充を行う。

(1) 防災行政無線の整備

災害時の各種情報の伝達等を速やかに行うため、今後も防災行政無線の整備、充実を図る。

(2) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

国が緊急地震速報や武力攻撃情報など、すぐに対処しなければならない事態が発生した場合に、人工衛星と防災行政無線を利用して瞬時に警報などを伝えるシステムであり、この活用により、住民への情報伝達手段の充実を図る。

(4) 新たに開発される通信システムの活用

通信システムの高度化に伴い、新たに開発される通信システムの動向を把握し、導入について検討する。

3 多様な通信手段の活用

災害時における情報収集伝達体制の強化を図るため、多重無線通信システムの整備について検討を進める。

また、市民に対しては、災害情報、避難情報、ライフラインの復旧情報などの災害情報を迅速に伝達する必要があるため、電話（携帯電話を含む）、テレビ、ラジオ等を活用するほか、アマチュア無線やタクシー無線との連携、ホームページへの掲載やSNS（ツイッター、フェイスブック）、メール配信サービス「メルくま」及びエリアメール・緊急速報メール等を整備している。市は、無線網のデジタル化など、近年における情報通信技術の進展等を踏まえ、災害情報の伝達体制の高度化を図るとともに、災害時にこれらの手段を有効に活用できるよう機器操作の習熟等を図る。

4 情報収集体制の整備

市は、各地域や施設に関する被害状況等を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者の選任、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。また、自主防災組織との有事における連絡体制の整備を図る。

5 情報統括責任者の選任

市は、あらかじめ情報統括責任者を選任し、災害情報を一元的に集約、記録、報告を行う体制を整備する。なお、情報統括責任者は、総合政策部長とする。

【資料編】20 通信協定・無線局

第3 情報処理分析体制の整備

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

1 職員の情報分析能力の向上

市（市長公室）は、各部において、災害時における限られた情報をもって災害の全体像を把握し得るよう、職員の情報分析能力の向上を図る。

2 災害情報データベースの整備

市（市長公室）は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるよう、埼玉県防災情報システムの活用等により災害情報のデータベース化を図る。

災害情報のデータベースには、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

第3節 建築物・施設等の耐震性の向上等

第1 建築物等

市担当部課	都市整備部建築審査課、建設部営繕課、市民部安心安全課
関係機関	県建築安全課

市は、熊谷市建築物耐震改修促進計画（平成21年3月策定・令和3年改定）に基づき、建築物の耐震化を計画的に進める。この計画により、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、建築物に対する指導等の強化及び支援措置の拡充等を図るなど、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するための対策を講ずる。

1 公共建築物等

市（建設部）は、市庁舎等、防災上重要な拠点となる施設について、大規模災害発生直後に、その機能を継続して果たせるよう、計画的な整備を図る。

また、防災上重要な拠点となる施設のうち、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物（以下「旧耐震建築物」という。）の耐震診断の結果を公表する。

2 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、市（都市整備部）は県と連携し、そのための助言、指導及び支援を次のとおり行う。

- (1) 耐震化に関する相談窓口の設置
- (2) 旧耐震基準により建築された木造住宅耐震診断及び改修助成及び木造住宅無料簡易診断の実施
- (3) 耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する普及啓発
- (4) 建築士団体、建設業団体等に対する協力要請
- (5) 緊急輸送道路沿線等における道路閉塞建築物の実態把握、既存建築物の耐震化指導、助言及び助成制度
- (6) 高層建築物等の防災対策の促進及び普及活動

3 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

市（都市整備部）は、県と連携し、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル、看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため以下の対策を講じる。

- (1) 建築物所有者又は使用者に対する落下・脱落防止対策の重要性の啓発
- (2) 落下のおそれのある建築物について、その所有者又は使用者に対する改修指導

4 空き家等の実態把握

市（市民部）は、空き家等の実態把握に努め、地震等によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、所有者又は管理者に対して助言又は指導、勧告、命令、代執行を行う措置を検討する。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

市（都市整備部）は、県と連携し、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

- (1) ブロック塀の安全点検及び耐震性確保の重要性の啓発
- (2) 危険なブロック塀に対する除却及び生垣化等の奨励・助成
- (3) 緊急輸送道路等に面するブロック塀の実態把握及び必要な場合の転倒防止のための指導、助言又は勧告の促進

6 自動販売機の転倒防止対策

市（都市整備部）は、県及び関係団体と連携し、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

7 エレベーターにおける閉じ込め防止対策

市（都市整備部）は、県と連携し、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーターにおける閉じ込めを防止するための対策について啓発し、震災対策に努める。

第2 ライフライン施設

市担当部課	上下水道部水道課、下水道課、産業振興部農地整備課、環境部環境政策課
関係機関	県企業局、県下水道公社、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、各携帯電話事業者

ライフライン事業者は、各ライフライン施設の耐震化やバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

1 電気・ガス・通信設備施設

(1) 電気施設

電力事業者は、地震に対して、各設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果等を参考とし、さらに従来^{（過去の）}の経験を生かして万全の措置を講ずる。

(2) ガス施設

ガス事業者は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう万全を期する。

(3) 通信設備

通信事業者は、災害時においても重要通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施し、かつ、通信伝送路の整備拡充を図る。

また、災害用伝言ダイヤル171等電話^{（ふくそう）}輻輳回避のためのサービスのPRに努める。

なお、重要通信設備が設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。

2 上水道施設

市（上下水道部）は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存の配水管について、耐震性を有するダクタイル鋳鉄管等への布設替え及び浄水施設等の耐震化対策を実施する。

また、基幹となる設備について、非常用自家発電設備により停電時に備える。

3 下水道施設

市（上下水道部）は、各施設について耐震診断等を行い、耐震化を進めるとともに、管路についても緊急性の高い管路から優先的に耐震化を進めるなど地震災害に備える。

また、大雨による家屋等への被害防止のための雨水排除対策として、別府排水区等の整備を引き続き進める。

4 農業集落排水施設

市（産業振興部）は、各施設について耐震診断等を行い、耐震化を進めるとともに、管路についても緊急性の高いものから優先的に耐震化を進めるなど、地震災害に備える。

5 ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、指定避難所、社会福祉施設等）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

6 エネルギーの確保

市（環境部）は、市有施設への太陽光発電システムの設置等、再生可能エネルギー等の導入により、電力供給の安定化に向けた取組を推進する。

また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化（電気、天然ガス、LPガス、水素等）に努める。

【資料編】 7 雨水処理施設・排水機場一覧
12 水道施設・給水用具一覧

第3 交通施設

市担当部課	建設部維持課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、東日本旅客鉄道(株)、秩父鉄道(株)

1 鉄道施設

鉄道事業者は、鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限に止めるよう、各施設ごとに万全の予防措置を講じるとともに、これらの定期的メンテナンスを行う。

また、自然災害時及び事故発生時において人命救助最優先の活動及び速やかな復旧活動を行えるよう、日ごろからハード、ソフト両面にわたる総合的な応急対策体制を整備強化する。

2 道路施設

道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所については、^{のり}法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については、架け替え、補修等を推進するとともに、主要幹線道路に架かる既設橋りょうの落橋防止等の耐震化対策を進める。

【資料編】 2 市道・橋りょうの状況

第4 河川及びため池

市担当部課	産業振興部農地整備課、建設部河川課
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター、大里用水土地改良区、各用水維持管理組合

1 河川

河川管理者は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地（堤防の居住側）に流入することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の工事を実施するとともに、河道改修及び浚渫等を実施し、水害発生を未然に防ぐことに努める。

また、高規格堤防整備事業を推進するため、引き続き荒川及び利根川の沿江市町村と連携していく。

2 ため池

市（産業振興部）は、県と連携し、用水維持管理組合等ため池管理者の協力の基にため池の実情を把握し、必要に応じ改修、補強等の措置を図るよう指導する。特に老朽化したため池については、速やかに施設の補強、改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう指導する。

また、国の「ため池ハザードマップ作成の手引き（平成25年5月）」に基づき、ため池ハザードマップの作成を計画的に推進し、地域の安全の確保を図る。

第4節 防災都市づくり

第1 防災に配慮した計画的な土地利用

市担当部課	都市整備部都市計画課
関係機関	

1 防災都市づくりの推進

市（都市整備部）は、市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランの見直し等に合わせて、都市における防災の予防に関する施策を検討し、防災に配慮した計画的な土地利用を誘導し、安全で快適な防災都市づくりを進める。

2 土地利用の適正化

市（都市整備部）は、都市計画法などの個別法を有機的に活用して、土地利用の適正な規制を行う。

第2 市街地の整備等

市担当部課	都市整備部都市計画課、土地区画整理事務所、建設部管理課、所管各課
関係機関	

市は、関係機関と協力して次の対策を行う。

1 市街地再開発事業等の推進

既存市街地の再整備や新しい市街地の整備により、良好な市街地環境の形成と都市機能の増進を図るとともに、都市機能の更新や都市の防災性の向上を図り、安全で快適に、又は安心して暮らせるよう土地区画整理事業などの市街地開発事業等を進める。

2 地籍調査の推進

市は、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

第3 不燃化等の促進

市担当部課	都市整備部都市計画課、建築審査課、消防本部予防課
関係機関	

1 防火地域・準防火地域の指定

市（都市整備部）は、市街地における延焼火災の危険性を軽減するため、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導する等、今後、用途地域の見直しに合わせて、防火地域及び準防火地域の指定の拡大を検討する。

2 屋根不燃化区域の指定

防火地域及び準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法第22条第1項に基づき、屋根を不燃材料で造り、又は葺かなければならない区域（屋根不燃化区域）が市街化区域のうち、防火地域及び準防火地域以外の区域において指定されている。引き続き、木造建築物等の屋根の不燃化を促進する。

3 建築物の防火上・避難上の各種指導

市（都市整備部、消防本部）は県と連携して、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行う。また、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

第4 オープンスペース等の確保

市担当部課	産業振興部農地整備課、都市整備部公園緑地課、建設部道路課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター

1 公園の整備

公園は、市民のレクリエーションやスポーツの場であり、環境保全や都市景観の骨格としての機能に加えて、震災時における延焼防止機能、避難場所としての救援救護拠点機能を併せ持っている。

市（都市整備部）は、今後も都市公園の新設、既設公園の再整備を図るとともに、震災時の避難場所、県内外の自治体、警察、消防、自衛隊等の活動、物資の集積及び中継を行う広域防災拠点、あるいは、仮設住宅用地となることを想定し、水の確保、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の設置等の災害応急対策施設の整備を行う。

2 緑地・農地の保全

農地は、遊水機能を有し、被災者への食料供給等、防災上も重要な役割を担っている。特に、市街化区域内農地は、緑地とともに、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果がある。また、井戸、用水路、ため池等の農業用施設は、消防水利活用等、重要な役割が期待される。

市（産業振興部）は、今後も、農地及び緑地の保全等を推進する。

3 広幅員道路の整備

市（建設部）は、火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を持った道路を計画的に整備する。

【資料編】 4 公園・緑地整備状況一覧

第5 公共土木施設の耐震補強の推進

市担当部課	建設部維持課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所

市（建設部）は、公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事に当たっては、市管理の緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋りょう（跨線橋）等を優先的に実施する。

第6 社会資本の老朽化対策の推進

市担当部課	建設部維持課、上下水道部
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所

市（建設部、上下水道部）は、老朽化の進む社会資本（橋りょう、上下水道等）に関し、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換するなど、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

第7 防災活動のための公共用地の有効活用

市担当部課	市長公室危機管理課、総合政策部施設マネジメント課
関係機関	

市は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、「熊谷市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共用地の有効活用を図る。

また、現在計画中の（仮称）道の駅「くまがや」を防災の拠点として検討を行う。

第5節 地盤災害の予防

第1 軟弱地盤地域の安全措置

市担当部課	市長公室危機管理課、都市整備部建築審査課、環境部環境政策課
関係機関	県建築安全課、県水環境課

市は、関係機関と連携して次の対策を行う。

1 液状化対策

地震被害想定調査等、危険度分布予測をはじめとする調査研究結果について、液状化ハザードマップの改定及び配布等を通じて周知徹底を図るとともに、建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法等の普及啓発を行う。

2 地盤沈下

県は、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を停止させることを目標として、地下水採取の規制を行っている。

市（環境部）は、市域内外の地盤沈下の状況を把握し、予防対策に生かす。

第2 宅地等の安全対策

市担当部課	都市整備部都市計画課、建築審査課、開発審査課
関係機関	県都市計画課

1 宅地造成地の防災対策

市（都市整備部）は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可申請、建築確認申請等の審査並びに当該工事の施工に対する指導及び監督を通じて、造成地に発生する災害を防止する。

また、造成後は、巡視等による違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼び掛けを実施する。

2 指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

(4) 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

3 大規模盛土造成地マップの作成・公表

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

■大規模盛土造成地

・面積 3,000 m ² 以上の谷埋め盛土、又は原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m 以上の腹付け盛土がなされた造成地
--

第6節 地震火災等の予防

第1 地震に伴う住宅からの出火防止

市担当部課	消防本部予防課、市長公室危機管理課
関係機関	

市（消防本部）は、次の出火防止対策を行う。

1 一般火気器具からの出火防止

- (1) ガスコンロや石油ストーブ等について、地震時には第一に身の安全を確保すること、揺れが収まってから火を消すこと、器具の周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
- (2) 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図るとともに、管理点検の徹底を図る。
- (3) 停電後の電気復旧に伴う火災防止のため、過熱防止機能等の普及を図るとともに、避難する場合はブレーカーを落とすこと等の普及啓発を図る。また、感震ブレーカーや電源遮断システム等の普及を図る。

2 化学薬品からの出火防止

混合混融による出火の危険のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。また、自然発火性の化学薬品は、火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第2 初期消火体制の充実

市担当部課	市長公室危機管理課、消防本部予防課
関係機関	

市（市長公室、消防本部）は、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器、バケツリレー等の初期消火力を高め、事業所（自衛消防隊等）、自主防災組織等と一体となった初期消火体制の充実を図る。

1 事業所の初期消火力の強化

市（市長公室、消防本部）は、震災時には事業所独自で行動できるよう、自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のため、平常時から、地震時における初期消火等について具体的な対策計画の作成支援を行う。

2 地域住民と事業所の連携

市（市長公室、消防本部）は、計画的かつ効果的に防災教育及び防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力及び連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

第3 危険物取扱施設の安全化

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	

市（消防本部）は、危険物取扱施設を所管する関係機関と連携し、施設の安全性に関する実態の把握に努めるとともに、各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する安全化の普及啓発を図る。

第7節 市民の防災意識の啓発等

第1 防災意識の啓発

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

市（市長公室）は、市民が災害に強い地域づくりの担い手として、次の役割を果たすよう市民の防災意識の啓発に努める。

[平常時の役割]

- ◇防災に関する学習
- ◇火災の予防
- ◇防災用品、非常持出品の準備
- ◇最低3日（推奨1週間）分の飲料水及び食料の備蓄（アレルギー等に対応したものを各自で準備する。）
- ◇生活必需品の備蓄
- ◇家具類の転倒防止やガラスの飛散防止
- ◇ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検及び改修
- ◇震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171等）
- ◇県や市、自治会、自主防災組織が実施する防災訓練及び防災活動への参加
- ◇近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加
- ◇近隣の要配慮者への配慮
- ◇住宅の耐震化
- ◇地震保険への加入
- ◇家庭や地域での防災に関する総点検の実施（本節 第3参照）

[災害時の役割]

- ◇初期消火の実施
- ◇避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めること
- ◇自主防災活動への参加及び協力
- ◇避難所での譲り合い
- ◇県、市及び防災関係機関が行う防災活動への協力
- ◇風評に乗らず、風評を広めないこと

また、市（市長公室）は、平常時や災害時に関わらず、生活の質を確保する上で支障となる障害や、精神的な障壁を取り除くための施策及びそれを実現する概念である「フェーズフリー」について研究を行い、市民への啓発に努める。

第2 防災知識の普及

市担当部課	市長公室危機管理課、福祉部長寿いきがい課
関係機関	熊谷地方気象台

1 防災知識の普及内容

市（市長公室）は、全ての市民が「自らの身は自らが守る」上で必要となる、以下の防災知識の普及に努める。

- ◇災害の種別、特性及び一般的知識
- ◇災害対策基本法及び関連法の主旨
- ◇災害時における心得
- ◇地域防災計画の概要
- ◇被害報告及び避難の方法
- ◇過去の災害の状況
- ◇災害復旧時の生活確保に関する知識

2 防災知識の普及方法

市（市長公室）は、防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- ◇インターネット、新聞、テレビ、ラジオ
- ◇市報、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり等）
- ◇映像資料の活用及び貸出
- ◇立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- ◇県防災学習センターが催す講習等への参加促進
- ◇講習会、講演会、座談会等の開催

3 地震情報等の普及・啓発

熊谷地方気象台は、地震や気象災害に関する情報を住民が容易に理解できるよう、都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、首都直下型地震に関する情報、気象災害等の解説に努める。

4 緊急地震速報の普及・啓発

市（市長公室）は、緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、緊急地震速報の普及及び啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

■緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

入手場所	取るべき行動の具体例
屋内（自宅等）	頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・慌てて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末。火元から離れている場合は、無理して消火しない。 ・扉を開けて、避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設内	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・慌てて出口、階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下から退避する。
屋外（街中等）	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。
自動車の運転中	・後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすようなことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

5 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市（市長公室、福祉部）は、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るよう努める。

第3 自助及び共助の強化

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

1 防災意識の向上

市民は、市、県その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練への参加等を通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

2 家庭内での三つの取組の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

- ① 家具の配置を見直し、家具類の転倒、落下及び移動を防止する。
- ② 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
- ③ 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食料等を普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリング備蓄」を導入する。

3 共助の強化

(1) 地域コミュニティの活性化

地域活動（地縁活動）を活性化し、防災活動の活発化につなげることにより、地域防災力の強化を図る。

(2) 自主防災組織、民間防火組織の育成・強化

→ 本章 第1節「防災組織整備計画」 第2「自主防災組織の整備」参照

→ 本章 第1節「防災組織整備計画」 第3「民間防火組織の整備」参照

4 防災に関する総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実及び強化するため、市、市民、事業者等、各主体ごとに、家庭、職場及び地域における防災に関する総点検を実施する。

■各主体における点検事項

各主体	点検事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品等の転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品及び非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法についての話し合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所及び操作方法の確認
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品等の転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品及び非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機等の防災資機材の点検 ・危険物施設の安全点検
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険性の把握 ・高齢者、障害者等の避難行動要支援者の支援体制の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検及び確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認及び点検
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童及び生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設及び設備の安全点検 ・危険物、化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

5 適切な避難行動に関する普及啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人一人が早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

市は、マイ・タイムライン作成に関する資料を作成、配布するなど、適切な避難行動に関する普及啓発に努めるものとする。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

熊谷市作成「自らつくるマイ・タイムライン作成の手引《熊谷市版》」より

洪水と自分自身をよく知って安全に逃げる！

〈マイ・タイムラインの作成手順〉

- ①～⑥の順番に、作業していきましょう。
- ①あなたの住んでいる場所の水害の危険性チェック
- ②逃げるまでに集める情報のチェック
- ③家庭の状況チェック
- ④避難先のチェック
- ⑤地域での活動は？
- ⑥私と家族の行動（避難行動のタイミング）は？

第8節 防災教育

市担当部課	市長公室危機管理課、総務部職員課、教育委員会学校教育課、消防本部予防課
関係機関	荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合

1 防災に従事する職員に対する教育

市（市長公室、総務部）は、防災に従事する職員に対し、防災に関する知識と適切な判断力を養うため、次に示すような防災教育を行う。

(1) 市職員

ア 危機管理・防災ハンドブックの作成及び配布

災害時の行動を的確に行うため、災害時の任務や防災知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを作成及び配布し、周知を図る。

イ 防災士等防災関連資格の取得の奨励等

県主催の研修会又は講演会に職員を派遣するのをはじめ、防災士等、防災関連資格の取得を奨励する。

ウ 防災機器操作の習熟等

通信機器、浄水器、仮設トイレ等の機材の基本的操作の習熟や、救命のための研修を実施する。

(2) 水防

水防業務に従事する団（職）員に対し、水防計画及び実務に関する講習会、研修会等の実施又はその指導を行う。

2 学校及び事業所等における防災教育

市（市長公室、教育委員会）は、学校、事業所等においては、次に示すような防災教育を行う。

(1) 学校における防災教育

ア 児童及び生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、地域の災害環境、児童及び生徒の発達段階や経験に即して、次の事項について防災教育を行う。また、防災の専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等による体験学習を実施するほか、地域における防災施設や設備の見学、調査等を通じて、身の周りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

◇災害発生の原因

◇避難その他の防災措置の方法の習得

◇緊急地震速報を利用した避難訓練

◇小・中学校と地域との連携による防災訓練

◇要配慮者の支援

◇「自分の身、自分の家族、自分の地域は自分たちで守る」自主防災意識

◇その他必要な事項

イ 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童及び生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童及び生徒の心のケア並びに災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

(2) 事業所等における防災教育

県と連携し、事業所や病院、社会福祉施設等防災上重要な施設の防災担当者が、地域における社会的な位置付けを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施するよう支援する。

市（消防本部）は、危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第9節 防災訓練

第1 総合防災訓練

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	所管各機関

市（市長公室）は、関係機関と協力し、大規模な災害の発生を想定して、災害後の対策を総合的に行う防災訓練を実施し、防災対策の習熟並びに防災関係機関相互の協力連携体制の確立及び確認を図る。

1 実施方法

総合防災訓練は、災対法第48条の規定に基づき、災害予防責任者（市長）が実施する。なお、原則として防災週間（8月30日から9月5日まで）の間の適宜の日又は必要と認めるときに行う。

2 実施内容

総合防災訓練は、県、市、防災関係機関、住民、事業所等が合同して、以下のとおり実践的な各種訓練を実施する。

- (1) 情報収集伝達訓練
- (2) 現地合同対策本部設置訓練
- (3) 広報・避難誘導訓練
- (4) 交通規制、道路復旧訓練
- (5) 負傷者救急救護訓練
- (6) 救助救出及び消火訓練
- (7) バスによる輸送訓練
- (8) 救援物資輸送及び搬送訓練
- (9) ライフライン復旧のための合同訓練
- (10) 住民災害対応合同訓練（救助及び医療救護訓練、初期消火訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練、給水訓練、仮設トイレ設置訓練）
- (11) 防火帯設定訓練
- (12) その他必要な訓練

3 図上防災訓練

総合防災訓練は、災害の種類、態様等を想定し、図上防災訓練として行うことができるものとする。なお、その場合における実施内容は、上記に準ずる。

4 災害時事務分掌における連携体制の強化

災害時事務分掌において構成する班内及び班相互での各課の連携体制を強化するため、役割分担の明確化等を図り、訓練を実施する。

第2 個別訓練

市担当部課	市長公室危機管理課、総合政策部、各行政センター、消防本部警防課、所管各部
関係機関	大宮国道事務所、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合

市及び関係機関は、県の支援を受けて地域防災環境特性に即した防災実務の習熟と実践的能力のかん養、また、関係機関、公共的団体等との連携及び防災体制の実践的整備強化に資するとともに、要配慮者等への配慮の重要性、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を加味した個別訓練を以下のとおり実施する。

1 災害情報収集伝達訓練

災害時において、情報の収集、判断、伝達等を迅速に行うため、災害情報の収集伝達機器を十分機能し、活用できる状態に保つとともに、訓練の実施を図る。

(1) 訓練の種類

- ・災害情報収集伝達訓練
- ・通信連絡訓練
- ・非常通信訓練

(2) 実施の方法

- ・災害情報の収集伝達機器について、日常の業務での活用及び点検と性能の維持
- ・気象の予報・警報、重大事故等の通知及び連絡
- ・被害の状況及び処置の報告及び連絡

2 水防訓練

水防訓練は、各水防管理団体が、水防計画に基づき関係機関の協力を得て行う。
なお、訓練は、出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。

3 緊急交通路確保訓練

警察は、緊急通行車両等が通行するための交通路を確保するための訓練を県と協力して実施する。

4 消防訓練

消防訓練は、市消防計画に基づき実施する。

なお、訓練の種類は、基礎訓練、火災防御訓練、水災訓練及び救助・救急訓練とする。

5 避難訓練

(1) 防火対象物

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店及びその他の防火対象物の防火管理者は、それぞれが定める消防計画に基づき訓練を実施する。

(2) 児童・生徒等

学校等の施設管理者は、児童及び生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定の下に避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう、常にその指導に努める。

(3) 避難行動要支援者等

市は、住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者の避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、資料や情報の提供等の必要な支援を行う。

6 非常参集訓練

災害時の迅速な職員招集並びに実践的な参集手順の作成及び習熟のため、随時、非常参集訓練を実施する。

7 その他の訓練

上記訓練のほか、必要に応じ、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に参加する。

第3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

市担当部課	市長公室危機管理課、消防本部警防課
関係機関	

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力の下、日頃から訓練を行い、自らの生命、身体及び財産の安全確保を図る。

1 実践的な訓練の導入

市（市長公室）は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（D I G）^{*1}や避難所開設・運営訓練（H U G）^{*2}を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施及び普及に努める。

※1：D I G（Disaster Imagination Game）

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練

※2：H U G（Hinanzyo Unei Game）

避難所の開設及び運営の責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練

2 事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて防災に関する訓練を実施するよう努める。また、地域の自主防災組織等との連携を図るよう努める。

3 社会福祉施設等の訓練

市は、障害者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

4 自主防災組織等の訓練

自主防災組織は、市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加するとともに、これらの機関の指導及び協力の下に、災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）等を実施する。

第4 訓練の検証

市担当部課	市長公室危機管理課、所管各部
関係機関	所管各機関

市は、訓練の計画に際して実災害を想定するとともに、事後の評価及び検証を行う。

なお、評価及び検証の方法は、意見交換会、アンケート、専門家による助言等とし、地域防災計画、マニュアル等の見直しのための資料、次期の訓練計画のための参考資料等として活用する。

第10節 調査研究

第1 基礎的調査研究

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

1 防災アセスメントの実施

市（市長公室）は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

2 地区別防災カルテの作成

市（市長公室）は、防災アセスメントで把握した地域の災害危険度を自治会、学校区等の地域単位でとりまとめ、実践的な防災対策に活用していくため、地区別防災カルテ*の作成について研究する。

※ 地区別防災カルテ

地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子供、女性又は高齢者の比率等を含む。）を診断した「カルテ」により構成される。

第2 震災対策に関する調査研究

市担当部課	市長公室危機管理課、消防本部警防課、所管各部
関係機関	

市は、県の支援を受けて、地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検に取り組むよう努める。

なお、調査等に当たっては、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等を参考に、地震発生の季節条件や時間条件を考慮して各種被害を想定した実践的な震災対策を検討するように努める。

調査研究の分野は、次のとおりである。

分 野	内 容
地震火災対策に関する調査研究	大規模地震時に予想される同時多発性の地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づく、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機能等に関する調査研究
避難住民の安全確保に関する調査研究	避難住民を安全に誘導するための避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究
効果的な緊急輸送に関する調査研究	地震災害発生時に効果的な輸送を行うための緊急輸送路や鉄道、バス、トラック等の輸送手段の確保、防災拠点の連携、広域応援の受入れ、一部業務の団体又は事業所への委託等を視野に入れた調査研究
災害情報等の伝達等に関する調査研究	適切な対策を行うための効果的な情報収集方法、情報伝達方法及び情報分析手法等に関する調査研究

第11節 災害に備えた体制整備

第1 応急活動体制の整備

市担当部課	市長公室危機管理課、総務部職員課、環境部環境政策課、所管各部
関係機関	

1 災害対策本部体制の整備

市（市長公室）は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害警戒本部及び災害対策本部の体制を整備する。

2 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市（市長公室）は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために策定した「熊谷市業務継続計画」に関し、計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を検証し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

3 防災拠点における電源確保

市（環境部）は、市庁舎をはじめとする主な防災活動拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進める。併せて、再生可能エネルギー等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

4 情報システムやデータのバックアップ対策

市（所管各部）は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、各種データに係るバックアップの実施を励行する。

5 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及び周知

市（所管各部）は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知を図る。

6 応急対応、復旧復興のための人材の確保

市（総務部）は、発災後の円滑な応急対応、復旧及び復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2 応援体制の整備

市担当部課	市長公室危機管理課、所管各部
関係機関	

1 相互応援体制の整備

市（市長公室）は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の自治体等から応援を受けることができるよう、体制を整備する。また、近隣の市町村に加え、大規模な地震災害等による同時被災の可能性を考慮し、遠隔地に所在する自治体等との協定締結についても検討する。

2 専門的技術職員による相互応援体制の整備

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるため、市（市長公室、所管各部）は、県と連携して体制を整備する。

種 別	業 務 例
災害救助に関連する業務	消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等
医療応援に関連する業務	医療班の提供等
被災生活の支援等に関連する業務	物資の応援、応急危険度判定、心のケア等
災害復旧・復興に関連する業務	被災者の一時受入れ、職員の派遣（事務の補助）

3 公共的団体、民間企業等からの応援受入れ体制の整備

市（市長公室、所管各部）は、公共的団体（第1章 第3節 「第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者」）に対し、応急対策等についてその積極的協力が得られるよう、協力体制を整備する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理及び輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力の活用を図る。

4 受入体制の整備

市（市長公室、所管各部）は、円滑に他の自治体や防災関係機関、各団体等から応援を受けることができるよう、平常時から次の受入体制の整備に努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇情報伝達ルート多重化並びに情報交換のための情報の収集及び連絡体制の整備 ◇協定先との緊急輸送路、物品の備蓄状況等に関する情報の共有 ◇協定先と連携した防災訓練の実施 |
|---|

第3 防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備

市担当部課	市長公室危機管理課、建設部道路課、都市整備部建築審査課、上下水道部下水道課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、(一社)埼玉県建設業協会

1 防災活動拠点の整備

市(市長公室)は、災害時の活動を効果的に行うため、本部としての防災中枢拠点、本部と適切に連携を図り臨機応変な対策を実施するための防災地区拠点等の施設を指定し、地震や洪水発生時にも機能し得るよう、防災機能の整備を進める。また、地区救援救護拠点としての機能を高めるため、各小学校の余裕教室等に防災資機材等を配置し、備蓄を進める。

区 分	指 定 施 設	活動拠点の役割上必要となる機能		
		非常時通信	資機材等備蓄	被災者収容
防災中枢拠点	熊谷市役所	◎	◎	—
防災地区拠点	妻沼庁舎	◎	◎	—
	熊谷西高等学校	○	◎	○
	熊谷スポーツ文化公園	○	◎	△
	スポーツ文化村「くまびあ」	○	◎	○
	熊谷東中学校	○	◎	○
	吉岡中学校	○	◎	○
	大里庁舎	◎	◎	—
江南庁舎	◎	◎	—	
地区救援救護拠点	各小学校	○	◎	◎

注) ◎：特に望ましい機能 ○：望ましい機能 △：望ましくない機能

2 緊急輸送ネットワークの整備

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、被害想定結果や地域の現況等に基づき、防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

■防災拠点

県本庁舎・地域機関庁舎、市町村庁舎、指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の庁舎・事務所等、防災活動拠点(防災基地、県営公園、防災拠点校、災害拠点病院等)、県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点、広域避難場所、臨時ヘリポート、着岸施設(河川)

市(市長公室、建設部、都市整備部)は、県の計画を踏まえ、以下の対策を行う。

(1) 市による緊急輸送道路の指定

効率的な緊急輸送を行うため、防災ハザードマップや地域の現況等に基づき、あらかじめ県に準じて緊急輸送道路の選定及び指定を行う。

(2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

緊急輸送道路に指定された道路の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画において緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上等を図る。

また、緊急輸送道路の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について、調査検討を行う。

(3) 応援体制の整備等

発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。また、発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行うものとする。

(4) 沿線地域の不燃化及び閉塞建築物の耐震化の促進

市（建設部、都市整備部）は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするよう努める。

(5) 下水道マンホールに関する対策

市（上下水道部）は、地震による液状化が想定される地域内の緊急輸送道路等にあるマンホールの浮上防止などに配慮し、災害時における緊急通行車両等の通行の確保に努める。

(6) 応急復旧資機材の備蓄

市（建設部）は、平常時から、応急復旧資機材の整備を行うとともに、（一社）埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

※ 関東地方整備局は、災害時における、河川施設の応急復旧、避難住民の救護活動、物資の輸送等に使用する目的で、荒川及び江戸川の河川敷地内に緊急河川敷道路を整備中である。

【資料編】43 緊急輸送路網図

第4 消防力の充実強化

市担当部課	消防本部警防課、指令課
関係機関	熊谷市消防団

1 消防資機材の整備

消防本部、消防署、分署は、消防ポンプ車等の日常火災に対する資機材を整備しており、今後、震災対策として有効な電源車、重機等、水害対策として有効な水難救助車、舟艇等の整備を進める。

また、消防団は、必要な消防資機材を整備する。

2 消防水利等の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想される。市（消防本部）は、これまで防火水槽等の整備を推進してきたが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性防火水槽の整備や、ビルの保有水の活用、河川、ため池、水路やプール等の活用等を検討する。

3 消防団組織の充実強化

現在、消防団は、団員の高齢化等により、団員数は年々減少傾向にある。市（警防課）は、消防団活性化総合計画を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層及び女性層の団員への参加促進、機能別団員制度の採用並びに福利厚生の実施等により、消防団の活性化及びその育成を進める。

また、公務員が消防団員として活躍することは、地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、公務員の入団の促進を図る。

4 救急救助体制の整備

市（消防本部）は、次の体制を整備する。

- (1) 災害発生時の救急救助活動に備え、救助用資機材及び救急・救命救護用資機材を整備する。
また、救急救助訓練を行い、迅速かつ的確な救急救助体制の確立を図る。
- (2) 消防団員及び自主防災組織等に対する救急・救助訓練を行い、地域における迅速かつ的確な初動救急救助体制の確立を図る。
- (3) 消防団員の活動における安全確保のため、避難誘導や救助等について、消防団員を対象としたマニュアルの作成に努める。
- (4) 高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

5 傷病者搬送体制の整備

市（消防本部）は、次の体制を整備する。

- (1) 災害発生時において、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送することができるよう、収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報を把握するため、災害時医療情報体制を確立する。
- (2) 震災により道路が被害を受けた場合を含め、あらかじめ地域ごとにおおよその搬送順位、搬送経路を検討する。
- (3) 震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。
- (4) ヘリコプターの離発着箇所や離発着スペースを考慮した、受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立する。
- (5) 大規模災害時には、多発外傷、挫滅性症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者が多数発生するため、救急救命士の有効活用を含め、効率的な出動体制及び搬送体制を整備する。

6 消防通信指令施設の整備

市（消防本部）は、災害発生時における迅速確実な消防活動体制の充実強化、及び防災機関等との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信指令施設の整備充実を図る。

【資料編】18 消防車両等一覧

19 消防水利一覧

第5 医療救護対策

市担当部課	市長公室危機管理課、市民部健康づくり課
関係機関	熊谷保健所、(一社)熊谷市医師会、(一社)熊谷市歯科医師会、(一社)熊谷薬剤師会、(公社)埼玉県看護協会

1 初期医療体制の整備

(1) 初期医療救護計画の策定

市（市長公室、市民部）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について、計画を定める。

また、市は、災害時において迅速に医療救護活動の協力が得られるよう、医師会等と締結した災害協定に沿った体制を整備する。

- ア 医療救護所の設置
- イ 医療救護班の編成
- ウ 医療救護班の出動
- エ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

(2) 自主防災組織等医療救護活動支援計画の策定

市（市長公室、市民部）は、地域の自主防災組織と協議し、災害時の初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織等が医療救護所等において軽微な負傷者に対する応急救護活動を行うなど、医療救護班の活動を支援するための計画を定める。

2 後方医療体制の整備

市（市民部）及び関係機関は、医療救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者について、高度医療が可能な医療機関を後方医療機関として位置付け、以下のとおり必要な体制整備を進める。

(1) 後方医療機関

市域においては、市内の病院及び県指定災害拠点病院を後方医療機関と位置付ける。

(2) 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となる医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図り、後方医療機関としての機能確保に努める。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化
- イ 医薬品、救急救護資機材の備蓄及び配備
- ウ 水、食料の備蓄及び配備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備
- カ 医療救護班の編成
- キ 傷病者の円滑な受入れ体制の整備

(3) 情報連絡体制の整備

現場の医療救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市（消防本部）等間における十分な情報連絡機能を確保するため、災害時医療情報連絡体制の整備を進める。

3 透析患者等への対応

市（市民部）は、県、医師会、各地域の医療機関等と協議し、腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

【資料編】27 医療機関一覧

第6 避難対策

市担当部課	市長公室危機管理課、教育委員会
関係機関	北部教育事務所、熊谷警察署、病院等防災上必要な施設の管理者

1 避難計画の策定

(1) 避難誘導體制の確立

市（市長公室、教育委員会）は、震災時及び洪水時を想定し、要避難地域における避難計画を策定するとともに、自治会等を通じて、避難誘導體制の確立に努める。

また、避難所の開設、運営、閉鎖等、管理及び運営に関して定めたマニュアルを整備し、必要に応じ見直しを行う。

■避難計画で定める主な内容

- ◇高齢者等避難及び避難指示の判断基準並びに伝達方法
- ◇避難所及び避難場所の名称、所在地、対象地区並びに対象人口
- ◇避難所及び避難場所への経路並びに誘導方法
- ◇避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- ◇避難所の管理及び運営に関する事項

(2) 防災上重要な施設における避難計画

病院、社会福祉施設、工場、危険物保有施設及び百貨店その他防災上必要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

■避難計画策定上の留意事項

- ◇緊急地震速報及び氾濫情報等発表時の情報伝達要領
- ◇病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における収容施設の確保、移送の実施方法等
- ◇高齢者、障害者及び児童施設等における、それぞれの地域の特性等を考慮した上での、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食の実施方法等
- ◇高層ビル、百貨店、ショッピングビル、駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設における、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上での、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ◇工場、危険物保有施設における、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市、警察署及び消防署との連携等

(3) 公立学校等

市（教育委員会）は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

また、県と連携し、私立学校等が公立学校等に準じて自主的に避難対策を立てるよう助言する。

2 指定緊急避難場所の事前指定

市（市長公室）は、地震、洪水氾濫、土砂災害、大規模火災等の災害が発生した際に、切迫した危険の回避又は住民の一時集合若しくは待機のための場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。）を事前に指定する。

■指定緊急避難場所の指定基準（災対法施行令第20条の3）

- ◇地震：地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- ①当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - ②当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。
- ◇地震以外：異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。
- ①当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - ②洪水その他これらに類する異常な現象の種類で内閣府令で定めるものが発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

3 広域避難場所等の選定

市（市長公室）は、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、次の基準を目安として、あらかじめ広域避難場所を選定する。

■広域避難場所の選定基準

- ◇面積10ha以上とする。（面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地进行を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む。）
- ◇避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- ◇要避難地区の全ての住民を収容できるよう配慮する。
- ◇木造建築物の割合は、総面積の2%未満とし、かつ、散在していなければならない。
- ◇大規模なげがけ崩れや浸水等の危険のない所とする。（他に余地がなく、やむを得ない場合に限り、降雨時は避難が不可能である旨を周知した上で、河川敷は可とする。）
- ◇純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策をあらかじめ計画しておく。
- ◇次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人一人の避難すべき場所をあらかじめ明確にしておく。
- ・避難地の区分けについては、原則として地区単位とする。ただし、主要道路、鉄道、河川等を横断する避難を避けるため、これらを境界とすることができる。
 - ・避難地の区分けは、各地区住民の歩行負担及び危険負担ができるだけ均等になるよう留意する。
 - ・避難地の選定に当たっては、夜間人口を考慮した避難人口を余裕をもって収容できるよう留意する。

4 指定避難所の事前指定

市（市長公室）は、中長期にわたる避難のための施設として、以下のとおり避難所を事前に指定する。

■指定避難所の指定基準（災対法施行令第20条の6）

- ◇被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模の施設であること。
- ◇速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資等を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有する施設であること。
- ◇想定される災害による影響が比較的少ない場所にある施設であること。
- ◇車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にある施設であること。
- ◇要配慮者を滞在させることが想定される施設（福祉避難所）にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていることや、要配慮者が相談し、又は助言等の支援を受けることができる体制が整備されるなど、要配慮者の良好な生活環境の確保が可能な施設であること。

■指定避難所の指定に当たっての留意事項

- ◇小学校等の公共施設を指定避難所のうちの基幹となる避難所（第一避難所）に位置付け、食料等の備蓄、仮設トイレ及び救助救急のための資機材の整備を行う。
- ◇第一避難所のみでは避難者等の収容が困難な場合に、第一避難所に追加して確保される施設として、他の公共施設等を第二避難所に指定する。
- ◇要配慮者に配慮した避難所として、福祉避難所を指定する。
- ◇避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、必要に応じて耐震補強を行い、安全性を確認及び確保するとともに、被災者のプライバシーや男女の差、その他生活環境が良好に保たれるよう配慮したものとなるよう努める。
- ◇避難生活の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保や再生可能エネルギーの導入等）を含む停電対策の推進に努める。
- ◇市民からの問い合わせ状況をみて、自主避難所を開設する。

5 避難路の選定

市（市長公室）は、広域避難場所の指定に伴い、市街地状況に応じて、次の基準により避難路を選定するよう努める。

■避難路の選定に当たっての留意事項

- ◇幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- ◇相互に交差しない道路とする。
- ◇沿線に、火災、爆発等の危険性の高い工場がない場所にある道路を選定する。
- ◇住民の理解及び協力を得て選定する。
- ◇複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して選定する。

6 避難所開設・運営マニュアルの整備

市（市長公室、教育委員会）は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理、運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めた避難所開設・運営マニュアルを必要に応じて見直す。

なお、見直しに当たっては、感染症対策や、要配慮者や女性等、地域の生活者の多様な視点を取り入れ、プライバシーの確保、ペット対策、要配慮者や女性への配慮、避難所生活の中長期化への対応等について内容の充実を図っていくものとする。

7 住民への周知等

市（市長公室）は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、住民への周知を図るとともに、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理に不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するよう努める。

■周知事項

- ◇指定緊急避難場所及び指定避難所の場所並びに避難経路
- ◇緊急避難の場合の携行品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の周り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること
- ◇夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯等を準備すること

- 【資料編】40 指定緊急避難場所（避難地・避難所）一覧
41 福祉避難所一覧

第7 飲料水、食料、資機材等の供給体制の整備

市担当部課	市長公室危機管理課、市民部、上下水道部
関係機関	県企業局、北部地域振興センター、熊谷保健所、（一社）熊谷市医師会、（一社）熊谷薬剤師会

1 給水体制の整備

(1) 給水計画の策定

- 市（上下水道部）は、上水道施設の大規模な機能支障の発生を想定した給水計画を策定する。
- ア 応急給水は、上水道が断水した地域及び緊急を要する病院等の医療機関を対象とする。
 - イ 1日当たり目標水量は、被災後の復旧作業の進展を見込み、以下のとおりとする。

■給水量の目安

項目	経過日数			
	第一次応急給水	第二次応急給水	第三次応急給水	
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～28日
目標応急給水水量	30ℓ／人・日	20ℓ／人・日	100ℓ／人・日	250ℓ／人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面等、最低生活水準に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	拠点給水 運搬給水	拠点給水 運搬給水 水道管による給水	拠点給水 運搬給水 水道管による給水	拠点給水 運搬給水 水道管による給水

- ウ 市（上下水道部）は、給水拠点として各浄水場及び配水場に遮断弁を設置し、配水池の水を確保する。また、地域により、必要に応じて耐震性貯水槽の整備を行う。
- また、市（市長公室）は、災害時に、水道施設が復旧するまでの間、市民や企業が所有する井戸を生活用水として活用するための災害時協力井戸の登録制度を整備及び推進する。

(2) 応急資機材の備蓄

市（上下水道部）は、以下のとおり給水のために必要な応急資機材の備蓄を行うとともに、随時、更新及びメンテナンスを行う。

■応急資機材の備蓄等留意事項

◇品目：給水タンク、給水車、給水容器
◇備蓄場所：各浄水場及び配水場
◇調達先：県、県企業局、日本水道協会埼玉県支部、水道事業関連業者

(3) 検水体制の整備

市（上下水道部）は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川等、比較的汚染の少ない水源について、県や他団体と連携し、水質検査が行える検水体制の構築を研究する。

(4) 市民及び事業所への協力要請

市（市長公室）は、各家庭及び事業所において、日頃から災害に備えて飲料水を備蓄すること、また、生活用水となる水の確保策として、浴槽等への貯水、雨水貯水等を奨励する。

2 食料・生活必需品の供給体制の整備

(1) 食料備蓄計画の策定

市（市長公室）は、次のような食料備蓄計画を策定する。

ア 食料の備蓄は、県、市及び市民が行うものとし、地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数（約17,000人）及び災害救助従事者数の3日分に相当する量を基本目標とする。

また、熊谷駅及び籠原駅を中心とする帰宅困難者用として、県においては1日分以上の備蓄を目標としているが、災害時に、県からすぐに調達できない場合を想定し、市において1食分を目標として備蓄を行う。

■備蓄の考え方

	県	市	市民
避難住民	1.5日分	1.5日分	3日分（推奨1週間分）
災害救助従事者	—	3日分	—
帰宅困難者	1日分	1食分	—

※「関東平野北西縁断層帯地震」による本市における想定帰宅困難者数：約32,000人

イ 備蓄品目は、保存期間が長く、かつ調理が不要で、避難住民の多様なニーズに対応したものとす。例示すると、以下のとおりである。

■備蓄品目の例（食料）

主食品 …	アルファ米、乾パン、ビスケット 等
乳児食 …	粉ミルク、離乳食 等
その他 …	保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺 等

ウ 乳児や高齢者、障害者等の要配慮者に配慮し、口に入れやすい食品、アレルギー対応食品等の備蓄にも留意する。

(2) 生活必需品備蓄計画の策定

市（市長公室）は、次のような生活必需品備蓄計画を策定する。

ア 備蓄は、県、市が行うものとし、地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数（約17,000人）のおおむね3日分（県と市でそれぞれ1.5日分）に相当する量を基本目標とする。

イ 備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、間仕切りや、簡易トイレ、ウェットティッシュ等の衛生用品等、避難所生活を想定した物資等について備蓄する。また、要配慮者や女性に配慮するとともに、季節性も考慮し、品目を備蓄する。

■備蓄品目の例（生活必需品）

<ul style="list-style-type: none"> ・毛布 ・タオル ・下着、靴下 ・簡易食器 ・懐中電灯 ・ラップフィルム ・おむつ（子供用、大人用） ・生理用品 ・石鹸 ・ウェットティッシュ ・簡易トイレ、トイレ用衛生用品 ・更衣室等用テント、避難所シート、簡易間仕切り

ウ 市（市長公室）は、被害想定等に基づく必要数量等を把握の上、備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法、その他必要事項等について、生活必需品の備蓄計画を策定し、及び更新する。

(3) 食料及び生活必需品調達計画の策定

市（市長公室）は、農業協同組合、大手スーパー、その他販売業者と物資調達に関する協定を結び、輸送業務を含めた供給体制について協議し、食料及び生活必需品に関する調達計画を策定する。

なお、協定を締結した企業、団体等と、継続的な連携を図るよう努める。

(4) 集積所の指定

市（市長公室）は、県調達食料、生活必需品をはじめ、広域的な物資調達受入れのため、農業協同組合、大手スーパー、その他市内販売業者等協定締結業者と協議の上、必要と認める場合は、輸送及び連絡に便利であって、かつ、管理が容易な施設（建築物）の中から物資集積所を定める。

なお、その所在地、経路等については、あらかじめ県に報告しておくものとする。

■物資集積所（候補）

区 分	施 設 の 名 称	所 在 地	最寄りのアクセス幹線道路
荒川北側地域	熊谷市スポーツ・文化村「くまびあ」体育館	原 島	国道17号、国道407号
	熊谷勤労者体育センター	石 原	国道140号
	籠原体育館	籠原南	県道美土里町新堀線
荒川南側地域	立正大学体育館	万 吉	県道ときがわ熊谷線

(5) 物資集積所の管理体制の整備

物資集積所においては、全国から送られてくる大量の救援物資及び支援物資を、混乱なく、被災者のニーズに応じて適時適切に供給することが必要である。

市（市長公室）は、災害時において、物資の入出庫や在庫管理、配送に至る一貫した物流体制を構築するため、配送業者等との災害協定の締結を検討する。

3 防災用資機材の備蓄及び調達

(1) 備蓄計画の策定

備蓄は、市が行い、県が補完するものとする。備蓄目標量は、各避難所及び広域避難場所の収容人員の計画値とする。市は、計画値に基づく必要量を把握し、備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法、その他必要事項等について、備蓄計画を策定し、及び更新する。

■備蓄品目の例（防災用資機材）

- ・ろ水器、仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）
- ・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）
- ・移送用具（リヤカー、自転車、バイク、担架、ストレッチャー、車椅子等）
- ・道路、河川、上下水道等の応急復旧活動に必要な資機材、発電機、投光機、炊飯器、テント及びブルーシート
- ・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）
- ・携帯電話（又はスマートフォン）用充電器

(2) 防災用資機材調達計画の策定

市（市長公室）は、建設業者、造園業者、レンタル業者その他市内事業者等と防災用資機材調達に関する契約又は協定を結び、本部及び各地区支部への供給体制について、輸送業務を含めて協議し、防災用資機材調達計画を策定する。

なお、契約又は協定を締結した企業、団体等と、継続的な連携を図るよう努める。

4 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

(1) 備蓄計画の策定

市（市長公室、市民部）は、次のような医療救護資機材及び医薬品の供給体制を整備する。

ア 備蓄は、市が行い、県が補完するものとする。備蓄目標量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安とする。

イ 備蓄品目は、災害用医療資機材セットと軽治療用医薬品とし、災害時の医療救護活動に当たる後方医療機関及び医師会並びに薬剤師会と協議の上整備し、及び更新する。

(2) 調達計画の策定

市（市長公室、市民部）は、医薬品卸売業者等とのランニング備蓄委託契約を行うとともに、厚生労働省、県、近隣市町村及び関係業者と協議し、調達体制の整備を行うなど、医療救護資機材及び医薬品の調達計画を策定する。

5 石油類燃料の調達及び確保

市（市長公室）は、災害時において、人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達ができるよう、また、特に重要な施設において石油類燃料の供給ができるよう、埼玉県石油業協同組合熊谷支部等との災害協定の締結を検討する。

【資料編】 5 防災用食料・資機材等備蓄状況一覧

11 市有防疫用・補修用資機材一覧

12 水道施設・給水用具一覧

46 災害時における相互応援協定及び協力協定

第8 帰宅困難者対策

市担当部課	市長公室危機管理課、教育委員会学校教育課
関係機関	東日本旅客鉄道(株)高崎支社、秩父鉄道(株)、熊谷警察署

1 帰宅困難者対策の普及啓発

市(市長公室)は、「自らの安全は自らが守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

■帰宅困難者への啓発

- ◇徒歩帰宅に必要な装備(帰宅グッズ)の準備、家族との連絡手段及び徒歩帰宅経路の事前確認
- ◇災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案し、実施すること。
- ◇大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」との行動ルールとともに、やむを得ず徒歩により帰宅する場合に備え、日頃から、帰宅経路の確認を行うことや職場等にリュックサックや歩きやすい靴を準備すること等を内容とする「徒歩帰宅の心得7か条」の普及を図る。

・「徒歩帰宅の心得7か条」

- 〈留まる〉 1. 連絡手段、事前に家族で話し合い
2. 携帯も、ラジオも必ず予備電池
- 〈知る〉 3. 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
4. 災害時の味方、帰宅支援ステーション
- 〈帰る〉 5. 職場には、小さなリュックとスニーカー
6. 帰宅前には、状況確認
7. 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

出典) 埼玉県ホームページ

また、災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話事業者による災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について周知する。

2 帰宅困難者支援のための広域的な連携

(1) 熊谷警察署との連携

市(市長公室)は、震災時における熊谷駅等の帰宅困難者に対して適切な対応を行えるよう、次の点について連携する。

■熊谷警察署との連携事項

- ◇駅関係者と協力し、混乱防止措置として、誘導、整理等の対策を推進すること。
- ◇誘導、整理等を効果的に行うため、拡声器等の資機材を整備すること。

(2) 鉄道事業者、その他事業所等への要請

市(市長公室)は、震災時における熊谷駅等の滞留者、並びに職場や学校、あるいは大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等並びに学生及び生徒に対し、適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

■鉄道事業者、事業所等への要請事項

- | | |
|-------------------|------------------|
| ◇施設の安全化 | ◇帰宅困難者対策計画の策定 |
| ◇水及び食料や情報の入手手段の確保 | ◇災害時の水及び食料や情報の提供 |
| ◇仮泊場所等の確保 | |

(3) 関係団体等との連携

市（市長公室）は、熊谷駅等の滞留者対策、職場や学校、又は大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等並びに学生及び生徒の支援対策への協力について、市内関係団体、事業所等と協議し、万全を期する。

■県における事業所・関係団体等との連携

- | |
|---|
| ◇埼玉県石油業協同組合との協定に基づくガソリンスタンドにおける情報提供及び一時休憩スペースの提供 |
| ◇大手コンビニエンスストアチェーン等との協定に基づくコンビニエンスストアにおける情報提供及び一時休憩スペースの提供 |
| ◇九都県市での広域的な取組として、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成並びに配布、帰宅支援ホームページの運用等の普及啓発活動の実施 |
| ◇交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練等の実施による、啓発、鉄道事業者等との連携、帰宅困難者に対する総合的な支援方策等に関する検証及び検討 |

3 学校及び企業等における対策

(1) 学校における対策

市（教育委員会）は、発災時に児童、生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童、生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど、体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法について、あらかじめ定めておく。

(2) 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について、普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保するとともに、自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアルの作成や情報の提供等の体制整備に努める。

さらに、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。なお、その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。さらに、留まった従業員が、可能な範囲で地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

4 熊谷市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会の運営

市、鉄道事業者、警察署等は、災害に迅速な対応ができるよう協議会を開催し、平常時から災害に関する意見交換、支援体制の確認、整備等を行うとともに、帰宅困難者への対応に関するマニュアルを作成し、必要に応じ見直しを行うものとする。

5 帰宅困難者一時滞在施設の確保

市は、地震の発生により、鉄道等が運行を停止し、駅構内及び駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（帰宅困難者一時滞在施設）を確保する。

【資料編】23 帰宅困難者一時滞在施設設置予定箇所一覧

第9 遺体の収容等対策

市担当部課	市長公室危機管理課、市民部
関係機関	熊谷保健所

1 遺体安置所の選定

市（市長公室、市民部）は、災害により多くの死亡者が発生した場合は、遺体を収容するための施設を選定する。なお、死者の尊厳や遺族の感情に配慮するとともに、効率的な検視、検案、死体調査及び身元確認の実施について考慮する。

2 遺体の埋火葬対策

市（市民部）は、災害時に、棺、ドライアイス等の埋葬用又は火葬用の資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備え、あらかじめ関係業者、団体及び他の市町村との協定を締結するなどの事前対策を進める。

【資料編】37 葬祭業者一覧

第10 防疫対策

市担当部課	市長公室危機管理課、市民部、環境部環境推進課
関係機関	熊谷保健所

市（市民部、環境部）は、被害の程度に応じて迅速に防疫活動を行えるよう、動員計画及び必要な資材の確保計画を策定する。

また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるよう、協力体制を整備する。

第11 動物愛護対策

市担当部課	市長公室危機管理課、環境部環境推進課
関係機関	熊谷保健所

災害時には、負傷又は逸走状態（迷子）となった動物が多数生じると同時に、多くのペット動物が飼い主とともに同行避難することが予想される。

市（市長公室、環境部）は、保護された動物の飼い主の特定や避難所における他の被災者とのトラブルを回避するためには、災害時に備えて適正に飼育管理を行うなど、平常時から飼い主の取組が重要であることを踏まえ、県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、飼い主に対してペットに関する次のような災害対策の普及啓発を行う。

(1) 所有者明示に関する普及啓発

災害時に逸走状態(迷子)になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることに付いての普及啓発を図る。

所有者明示の方法として、首輪及び迷子札(犬については、狂犬病予防法に基づく鑑札及び注射済票)を付けるほか、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップの装着を推奨するものとする。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常環境と大きく異なる避難生活は、ペットにとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因となるおそれがある。このため、飼い主に対し、ペットがケージやキャリーバッグの中に入ることに慣れるようにしておくなどの、災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

第12 被災住宅対策

市担当部課	都市整備部建築審査課、開発審査課、建設部営繕課
関係機関	

1 被災建築物応急危険度判定実施体制等の整備

市(都市整備部)は、被災建築物の応急危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談等を行うための運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 用地の選定

市(建設部)は、応急仮設住宅の選定基準に従い、県及び市の公有地並びに建設可能な私有地の中から用地を選定する。なお、私有地については、地権者等の同意が得られることを条件とする。

また、選定した用地に関し、建設可能敷地の状況について、1年に1回、県に報告する。

■応急仮設住宅建設用地の条件

◇飲料水が得やすい場所	◇保健衛生上適当な場所
◇交通の便を考慮した場所	◇住居地域と隔絶していない場所
◇土砂災害の危険箇所等に配慮した場所	◇工事車両がアクセスしやすい場所
◇既存生活利便施設の近い場所	◇造成工事の必要性が低い場所

(2) 適地調査

市(建設部)は、応急仮設住宅用地の適地調査を行う。

(3) 設置事前計画

市(建設部)は、県と協議し、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を事前に作成しておく。

■ 応急仮設住宅の設置計画

◇ 応急仮設住宅の着工時期	◇ 応急仮設住宅の入居基準
◇ 応急仮設住宅の管理基準	◇ 要配慮者に対する配慮

【資料編】22 応急仮設住宅建設予定箇所一覧

第13 文教・保育対策

市担当部課	教育委員会、福祉部保育課
関係機関	北部教育事務所

1 学校の災害対策

(1) 市（教育委員会）

- ア 所管する学校を指導及び支援し、災害時の避難所の開設、運営、閉鎖等に関する管理運営協力マニュアルの作成並びに応急教育計画策定をはじめとする事前対策を推進する。
- イ 教材用品の調達及び配給の方法について、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画する。
- ウ 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう、指導及び支援する。

(2) 校長等

- ア 学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を策定する。
- イ 学校の立地条件等を考慮した上で、常に災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等について明確な計画を立てる。
- ウ 校長等は、災害の発生に備えて以下のような措置を講ずる。
 - (ア) 市の地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、学校施設利用計画に基づき災害時の対応を検討し、その周知を図る。
 - (イ) 園児、児童、生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
 - (ウ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
 - (オ) 学校においては、不測の災害発生に対処する訓練を行う。

2 保育所の災害対策

市（福祉部）は、学校等の災害対策の例に準じて、保育所の災害対策を行う。

3 文化財の災害対策

市（教育委員会）は、市内に存在する貴重な文化財を災害から保護、保全するため、適宜、消防本部等の協力を得ながら、防火管理体制、防火施設等の整備、所有者等に対する啓発等を行うものとする。

第14 要配慮者の安全対策

市担当部課	福祉部、市長公室広報聴課、危機管理課、建設部維持課
関係機関	北部福祉事務所、(福)熊谷市社会福祉協議会、熊谷市国際交流協会

1 社会福祉施設入所者等の対策

(1) 施設管理者

- ア 地震対策、洪水対策を網羅した防災計画やマニュアルを策定し、施設職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び市は、これを指導する。
- イ 職員参集並びに安否情報収集伝達のための施設職員及び入所者の家族との緊急連絡網等を整備する。
- ウ 災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所へ誘導又は移送するための体制を整備する。
- エ 施設間の相互支援システム確立に伴う他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。
- オ 通常の避難所においては、生活が困難な在宅の要配慮者の受入体制の整備を行う。
- カ 食料、防災資機材等を備蓄する。

- ◇非常用食料（介護食等の特別食を含む。）（3日分）
- ◇飲料水（3日分）
- ◇常備薬（3日分）
- ◇介護用品（オムツ、尿とりパッド等）（3日分）
- ◇照明器具
- ◇熱源（携帯カイロ、湯たんぽ等）
- ◇移送用具（担架、ストレッチャー等）

- キ 施設職員及び入所者に対し、防災に関する知識の普及及び啓発を定期的実施するとともに、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施する。
- ク 災害時において協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体、近くの中学校、高校、大学等及び市との連携を図る。
- ケ 震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ、耐震診断、耐震改修を行う。

(2) 市（福祉部）

- ア あらかじめ通信網の整備等を行い、気象警報、氾濫情報等の情報伝達体制の整備を図る。
- イ 地震対策及び洪水対策を網羅した防災計画やマニュアルの策定並びに施設職員及び入所者への周知徹底を支援する。
- ウ 県と連携し、県内施設間の相互支援システムの確立を進める。
- エ 必要に応じ、耐震診断、耐震改修を行うよう助言する。

2 在宅の要配慮者全般の安全対策

市（福祉部）は、避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面での支援体制の整備を行う。

(1) 緊急通報システムの整備

市（福祉部）は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムの整備に努める。

(2) 要配慮者を考慮した施設及び設備の整備

市（建設部）は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難施設の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

市（福祉部、市長公室）は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、外国語や絵文字による案内板の表記、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に配慮した避難所運営体制が確保されるよう、要配慮者の意見の聴取に努める。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資及び機材について配慮する。

(4) 効果的な救援及び救護対策の整備

市（福祉部）は、要配慮者が必要としている救助内容を把握し、迅速で効果的な救援及び救護を実施できる対策を整備する。

(5) 防災教育及び訓練の実施

市（福祉部、市長公室）は、要配慮者に対し、防災教育や防災訓練の参加機会の拡大に努めるとともに、その介護者及び地域住民に対し、要配慮者を救援する上での留意事項等に関する普及及び啓発並びに要配慮者救助・救援訓練の実施に努める。

(6) 地域との連携

市（福祉部）は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確化し、日常から連携体制を確立しておく。また、社会福祉施設が有するサービス供給拠点機能、近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる見守りネットワーク機能を活用し、災害時におけるきめ細かい支援体制の構築に努める。

(7) 相談体制の確立

市（福祉部）は、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に対応できるよう、日常から体制整備を行う。

また、市（市民部）は、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対するメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保できる体制づくりを行う。

(8) ヘルプカード（防災カード）

市（福祉部）は、必要とする援助内容が記載されたヘルプカード（防災カード）を要配慮者に配布し、日頃からカードを携帯するよう周知に取り組む。避難所の運営に際しては、適宜、カードの確認に努める。

3 避難行動要支援者の安全対策

(1) 全体計画の策定

市（福祉部）は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、より細目的な部分を含め、市地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

市(福祉部)は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等(要配慮者)の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報の提供を積極的に求め、取得する。

(3) 避難支援等関係者となる者への名簿情報の提供

市(福祉部)は、名簿情報の提供について、本人の同意が得られた場合には、平常時から、次の避難支援等関係者に対して名簿情報を提供できるものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災対法の規定に基づき、同意の有無にかかわらず、提供できるものとする。

■避難支援等関係者となる者

- ① 消防機関(熊谷市消防本部、熊谷市消防団)
- ② 埼玉県警察(熊谷警察署)
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 熊谷市社会福祉協議会
- ⑤ 自主防災組織
- ⑥ 自治会
- ⑦ その他市長が必要と認めた者

(4) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、居宅で生活し、次の項目に該当する者とする。

■避難行動要支援者の範囲

- ① 介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護3、4及び5の者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害程度の等級が1級及び2級の者
- ③ 療育手帳の交付を受けている者で、障害程度の区分が、A及びAの者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害程度の等級が1級の者
- ⑤ 65歳以上の者のみで構成する世帯の者
- ⑥ その他、災害時の支援が必要と認められる者

(5) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、市関係部課で把握している情報を収集し、集約する。また、市で把握していない情報で、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる場合は、当該情報を把握している関係機関に対して情報の提供を求めることとする。

■避難行動要支援者名簿の記載事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 氏名② 生年月日③ 性別④ 住所又は居所⑤ 電話番号その他の連絡先⑥ 避難支援等を必要とする事由⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |
|--|

(6) 避難行動要支援者名簿の更新

市（福祉部）は、避難行動要支援者の状況が常に変化しうることを踏まえ、市関係部課で把握している情報を基に、定期的に、避難行動要支援者名簿の更新を行うものとする。

(7) 避難行動要支援者名簿の活用

市（福祉部）は、平常時から、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防本部、警察署、民生委員・児童委員、熊谷市社会福祉協議会、自主防災組織等）に対し、名簿情報を提供する。

また、発災時に円滑、迅速な避難支援に結びつけるよう、市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容の説明等を通じ、名簿への登載について、避難行動要支援者に働きかける。

(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置

市（福祉部）は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提とし、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対して、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」を含めて説明し、制度を正しく理解してもらえるよう、周知に努める。

(9) 避難行動要支援者名簿情報の漏えいの防止

市（福祉部）は、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供する際には、適正な情報の管理が図られるよう求める。

(10) 個別計画の策定

市（福祉部）は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

なお、個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっの留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応等を、地域の実情に応じて記載するものとする。

(11) 防災訓練の実施

市（福祉部、市長公室）は、防災訓練等の実施に当たり、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について、実際に機能するか否かについての点検を行う。

また、福祉避難所との連携や、福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

4 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認を迅速に行い円滑な支援ができるよう、日常時における外国人の所在の把握に努める。

(2) 外国人に配慮した防災施設及び設備の整備

市（市長公室）は、避難所や避難路の表示等、災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進めるなど、外国人にも分かりやすいものとなるよう努める。

(3) 防災知識の普及及び啓発

市（市長公室）は、日本語のわからない外国人に対し、県等で作成した外国語による防災に関するパンフレットを活用し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関等を通じて、防災知識の普及及び啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報等の日常生活に関わる行政情報について、外国語による情報提供を行う。

(4) 防災教育及び訓練の実施

市（市長公室）は、外国人に対し、防災教育や防災訓練の参加機会の拡大に努めるとともに、外国人雇用事業者及び地域住民に対し、外国人の救援に当たる際の留意事項等の普及及び啓発並びに外国人の救助・救援訓練の実施に努める。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（市長公室）は、国際交流協会等関係団体、外国人雇用事業所等及び市民に広く協力を呼び掛け、外国人が災害時にも不利益が生じないように、外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保に努める。

【資料編】45 要配慮者関連施設の想定浸水深一覧表

第15 ヘリサインの整備

市担当部課	建設部営繕課、教育委員会教育総務課
関係機関	

市（建設部、教育委員会）は、災害時に、ヘリコプターにより被災地の上空からの被害状況の確認、及び迅速かつ効率的な応急対策活動を行う場合に備え、施設の補修等の機会をとらえ、避難所となる小・中学校の屋上に、ヘリコプターから視認できるように施設名を表示する。

第12節 水害予防計画

第1 河川管理施設の整備

市担当部課	建設部河川課
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所

市（建設部）は、国、県及び流域市町村と連携し、河川の改修（河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸、調節池の設置等）の促進を図る。

また、市が実施している準用河川の改修を推進し、流域全体としての洪水調節能力の整備を図る。

第2 流域対策の推進

市担当部課	産業振興部農地整備課、農業振興課、建設部河川課、都市整備部開発審査課、公園緑地課、上下水道部下水道課
関係機関	熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター

市（産業振興部、建設部、都市整備部、上下水道部）は、国、県及び流域市町村と連携し、流域開発の計画的誘導、保水・低地地域における雨水流出抑制対策（農地及び緑地の保全、雨水利用促進等）の実施、遊水区域における盛土の抑制、内水排除施設の整備調整等、流域管理を適切に行う。

また、今後も、流域貯留浸透施設の設置を推進する。

第3 浸水想定区域の周知徹底等

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

市（市長公室）は、洪水予報河川（荒川、利根川、石田川）及び水位周知河川（埼玉県知事指定：利根川水系小山川、福川及び唐沢川、群馬県知事指定：利根川水系早川及び蛇川）に指定されている河川に関し、市が作成した洪水ハザードマップにより、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路等について、市民、事業所等に対し周知徹底を図る。

第4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

1 市が定める事項等

市（市長公室）は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

また、次に掲げる①から③までの事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

■浸水想定区域に関し定める事項（洪水ハザードマップに記載）

- ①洪水予報等の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③浸水想定区域内に存する地下街等又は要配慮者関連施設、大規模工場等のうち、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地

※ 大規模工場等は、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった事業所等とし、用途及び規模については、国土交通省令で定める基準を参酌し、市の条例で定める。

2 事業所等が実施する対策

上記1の「浸水想定区域に関し定める事項」の③に該当する施設については、洪水時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、次の措置を講ずる。

■事業所等が実施する対策

事業所等	地下街	要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの)
措置の義務付け	義務 (市長の指示に従わない場合、公表の措置あり)	義務	努力義務
措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成 ・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防組織の設置 義務あり ・構成員の市長への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防組織を設置した場合、構成員の市長への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防組織を設置した場合、構成員の市長への報告

第5 内水対策

市担当部課	上下水道部下水道課、市長公室危機管理課、所管各部
関係機関	

近年、短時間に、局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

1 下水道等の整備推進

雨水の排除による浸水の防除を図るため、市（上下水道部）は、下水道等の雨水排除施設の整備を推進する。

2 内水ハザードマップの活用

市（上下水道部）は、内水被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップについて住民に周知し、避難経路や避難場所等の確認、土のう設置箇所の検討等についての活用を促進する。

第6 水防体制の整備

市担当部課	市長公室危機管理課、建設部管理課、各行政センター
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合

市は、荒川北縁水防事務組合及び大里郡利根川水害予防組合の各構成市及び消防機関と連携して、水防体制の整備を図る。また、水防法に基づく指定水防管理団体として、荒川南側の水防体制の整備を図る。

また、河川や降雨に関する的確な情報収集、及び出水に対する迅速な対応が可能となるよう、県に対し、埼玉県水防情報システム^{*}の充実及び強化を要請していく。

※ 埼玉県水防情報システム

県が整備している雨量及び各河川の水位の観測等を行うシステム。県内11箇所の県土整備事務所及び1箇所の総合治水事務所に監視局を設置し、そこから送られる情報を県庁の中央監視局において集中管理して、各指定水防管理団体に速やかに正確な情報を提供する。

【資料編】25 水防団（消防団）担当区域一覧

26 水防管理団体所有の水防倉庫・水防資機材整備状況一覧

第13節 土砂災害予防計画

市担当部課	市長公室危機管理課、都市整備部建築審査課、開発審査課、建設部管理課、福祉部、大里行政センター、江南行政センター
関係機関	熊谷県土整備事務所

地すべり、急傾斜地崩壊等、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に関し、あらかじめ危険箇所を指定するなど、災害を予防するための対策について定める。

1 土砂災害防止法の概要

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために、土砂災害のおそれがある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために、平成13年4月に施行された。

区 分	定 義
土砂災害警戒区域	土砂災害から住民の生命又は身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう、警戒避難体制の整備を図る区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

2 現況

市内には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定された箇所が15箇所ある。

3 土砂災害警戒区域における予防対策

市は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- ア 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、防災ハザードマップを公表及び配布し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- イ 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を実施する。
- ウ 土砂災害警戒区域内に要配慮者関連施設がある場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定め、警戒避難体制を整備する。
- エ 在宅における避難行動要支援者の避難の支援は、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、情報（名簿、連絡体制等）を通常から把握し、具体的な避難支援計画を整備する。
- オ 土砂災害区域の地形変状を定期的に巡視及び点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- カ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について住民に周知するとともに、緊急時に備えて作成した「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の見直しを必要に応じて行う。

4 土砂災害特別警戒区域における予防対策

県は、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域として指定した土砂災害特別警戒区域について、以下の措置を講ずる。

- ア 開発許可を原則禁止（自己用住宅を除く）
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への融資 等

【資料編】39 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

第14節 風害予防計画

第1 突風（竜巻等）に関する知識の普及

市担当部課	市長公室危機管理課、教育委員会
関係機関	熊谷地方気象台

竜巻やダウンバースト等の突風は、局所的、突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を把握しておく必要がある。

1 竜巻突風に関する普及啓発

市（市長公室）は、竜巻等の突風の発生メカニズムや対処方法について、市民への普及及び啓発を行う。

2 学校等における突風に関する教育

各学校等は、児童及び生徒に竜巻等の突風の発生メカニズムや特徴を理解させ、日頃から竜巻等に備える姿勢を育てるものとする。また、竜巻等から身を守る適切な避難行動を理解させる。

3 竜巻関係の気象情報に関する普及啓発

気象庁の竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの予測精度等を踏まえつつ、注意情報が発表されたときの対応について、市民に普及を図る。

第2 被害予防対策

市担当部課	市長公室危機管理課、産業振興部農業振興課、教育委員会
関係機関	熊谷地方気象台

竜巻等の突風については発生予測が難しく、かつ、どこでも発生する可能性があることから、広く市民等に対し、被害の予防対策の普及を図る。

■被害予防対策

機関等	対 策
市	◇市有施設における、飛来物による外壁等の損傷やガラスの破損に関する対策及び耐風対策
市民等	◇ガラス飛散防止フィルムの貼付等による窓ガラスの破損防止対策 ◇屋内における退避場所の確保 ◇建築部材（トタン板等）等の固定による飛散防止対策 ◇農作物に関する耐風対策
学校等	◇ガラスの飛散防止対策

第3 活動体制の整備

市担当部課	市長公室危機管理課、広報広聴課
関係機関	

市（市長公室）は、風害による被害防止を図るため、竜巻等の突風が発生し、又は発生の可能性が高まった場合の対処方法や連絡及び伝達の体制を整備する。

1 活動体制の整備

市（市長公室）は、竜巻等の発生メカニズムや特徴、竜巻注意情報等の予測精度等を踏まえ、注意情報発表時及び竜巻等が発生した場合の対処方法や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておくものとする。

2 住民への伝達体制

市（市長公室）は、市民等に対し、「メルくま」の「気象・震度情報」の配信登録を促す。
また、防災行政無線、緊急速報メール等、住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

3 目撃情報の活用

市（市長公室）は、市職員、防災関係機関等から、竜巻等の突風の目撃情報を収集するなど、竜巻等の発生の迅速な捕捉に努める。

第4 適切な対処法の普及

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

竜巻等の突風から身の安全を守るため、突風による危険性が高まった場合は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる必要がある。

そのため、市（市長公室）は、ホームページや広報紙等に、対処法についてわかりやすく掲載し、その普及を図る。

■竜巻から命を守るための対処法

- ◇頑丈な建物に避難する。
- ◇窓、ドア、外壁等から離れる。
- ◇家屋の最下階の、中心部に近い窓のない部屋（又は地下室）に逃げ込む。
- ◇屋内外において、飛来物に注意する。

■具体的な対処行動例

状況の時系列的変化	対 処 行 動 例
<p>竜巻注意情報発表時</p>	<p>◇空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ◇気象庁の竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ◇安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者等を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業等の際）は、万一に備え、早めの避難の開始を心がける。</p>
<p>積乱雲が近づく兆しを察知したとき</p> <p>・積乱雲が近づく兆し 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等</p>	<p>◇屋内にいる場合は、雨戸や窓、カーテン等を閉める。 ◇屋外にいる場合は、頑丈な建物等、安全な場所に移動する。</p>
<p>竜巻の接近を認知したとき</p> <p>・竜巻接近時の特徴</p> <p>①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる。 ②飛散物が筒状に舞い上がる。 ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音が聞こえる等） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化を認知する。</p> <p>なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは、③及び④の特徴により認知する。</p>	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>【屋内にいる場合】</p> <p>◇窓から離れる。 ◇窓のない部屋等へ移動する。 ◇部屋の隅・ドア・外壁に面する壁から離れる。 ◇最下階（又は地下室）へ移動する。 ◇頑丈な机等の下に入り、両腕で頭と首を守る。</p> <p>【屋外にいる場合】</p> <p>◇近くの頑丈な建物に移動する。 ◇近くに頑丈な建物がない場合は、飛散物から身を守れるような物陰や側溝等に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ◇強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるため、自動車の中にいる場合でも、頭を抱えてうずくまる。</p>

第15節 雪害予防計画

第1 市民等による雪害対策

市担当部課	市長公室危機管理課、建設部維持課、市民部市民活動推進課
関係機関	

1 市民が行う雪害対策

市民は、大雪に関し、「自らの安全は自ら守る」という自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水及び燃料の備蓄、除雪作業用品の準備及び点検等、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動への協力を努める。

また、市（市長公室）は、市民が行う雪害対策の必要性や、対策を実施する上での留意点等について、十分な普及啓発を行う。

2 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには、市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。

市（市長公室、建設部）は、大雪時の路上駐車禁止、自家用車等の使用の自粛、歩道等の除雪の協力等について、啓発及び広報に努めるものとする。

3 地域コミュニティによる支援機能の強化

市（市長公室、市民部）は、大雪時には除雪や高齢者世帯等の見回りなど、地域での助け合いが重要となるため、地域コミュニティによる支援機能の強化に取り組む。

第2 情報収集・伝達体制の強化

市担当部課	市長公室危機管理課、建設部維持課
関係機関	

1 気象情報等の収集及び伝達体制の整備

市（市長公室）は、降雪及び積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

また、市（建設部）は、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する体制を整備する。

2 市民への伝達及び事前の周知

市（市長公室）は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪及び積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について、市民への周知に努める。

また、市民は、最新の気象情報の取得方法を習得し、雪害の予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるよう努める。

第3 雪害における応急対応力の強化

市担当部課	市長公室危機管理課、建設部維持課
関係機関	

1 活動体制の整備

- (1) 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有
大雪による災害への対応に関し、県が作成する事前行動計画（埼玉版タイムライン）について、情報の共有を図る。
- (2) 大雪時の対応マニュアルの作成
大雪時には、道路における速やかな除雪を進める必要があるほか、道路交通のまひ、交通機関の不通等により市職員の参集に支障が生じるおそれ等があることから、市（市長公室、建設部）は、大雪時に関する対応マニュアルを作成する。

2 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

市、消防機関、警察本部及び防災関係機関は、救助活動等の実施に備え、必要な防災資機材等を計画的に整備するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

■雪害に対応する防災用資機材等（例）

・除雪機	・スノーシュー	・かんじき	・ストック	・そり
・スノーダンプ	・スコップ	・長靴	・防寒具	・防寒用品
・ポリタンク				

第4 避難所の確保

市担当部課	市長公室危機管理課
関係機関	

市（市長公室）は、地域の人口、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

第5 建築物における雪害予防

市担当部課	都市整備部建築審査課、建設部営繕課、所管各部
関係機関	

市（都市整備部、建設部）は、庁舎や学校等の防災活動の拠点施設、及び文化施設等不特定多数の者が利用する施設について、雪害に対する安全性の確保に努めるとともに、社会福祉施設や医療施設等、要配慮者に関わる施設について、安全性の確保に配慮する。

1 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

2 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

3 市有施設への立入禁止措置の検討

市（所管各部）は、市有施設の設計荷重を上回る積雪があった場合には、当該施設への立入禁止措置についての検討を行うものとする。

第6 交通対策

市担当部課	市長公室危機管理課、建設部維持課
関係機関	熊谷県土整備事務所、熊谷市建設業協会、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、秩父鉄道(株)

1 道路交通対策

(1) 道路交通の確保

市（建設部）は、道路交通の確保のため、除雪実施体制を整備する。

■除雪実施体制の整備

- ◇凍結防止剤等の必要な資機材の確保及び凍結防止剤の配布
- ◇市内事業者の重機の保有状況の把握
- ◇地域別担当事業者の選定
- ◇除雪区分（幹線道路：県及び市、枝道：地元自治会等）等の役割分担
- ◇降雪期前における、除雪の委託業者に対する除雪用資機材等の事前点検整備の指導

(2) 排雪場所の事前選定

市（建設部）は、運搬排雪作業に備え、あらかじめ適当な排雪場所を選定する。選定に当たっては、関係機関等と協議を行い、発災時における連携を図る。

(3) 関係機関との連携強化

ア 市（市長公室）は、降雪又は積雪に関する情報や除雪に関する情報を共有するため、県等との連絡体制をあらかじめ確立する。

イ 市（建設部）は、異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、県等との協議により、優先的に除雪すべき路線をあらかじめ選定しておくものとする。

2 鉄道等交通対策

交通事業者及び鉄道事業者は、公共交通を確保するため、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画、要員の確保等について充実を図る。

また、市（市長公室）は、道路の通行止めや鉄道の運転見合わせ等が見込まれる場合、各道路管理者や鉄道事業者等と連携し、市民等への周知を図る。

第7 ライフライン施設における雪害予防

市担当部課	市長公室危機管理課、上下水道部水道課、下水道課
関係機関	ライフライン事業者

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の機能の確保を図り、降積雪時における都市機能の維持、市民の日常生活の安定及び産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる必要がある。

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化、凍結防止等について、計画的な整備を図る。

また、ライフライン事業者は、大雪による被害の状況及び応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

第8 農業に係る雪害予防

市担当部課	産業振興部農業振興課
関係機関	大里農林振興センター

市（産業振興部）は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、県、農業団体等と連携し、農業用施設の耐雪化の促進や、被害防止に関する指導等、農業被害の軽減対策を推進する。

第16節 事故災害予防計画

第1 火災予防計画

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	大里農林振興センター

1 火災予防

(1) 火災予防対策

ア 防火管理者制度の効果的な運用

市（消防本部）は、学校、工場等、収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人、社会福祉施設等10人）以上の防火対象物には必ず防火管理者を選任させるとともに、当該防火管理者に対し、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用等について、周知徹底を図る。

イ 予防査察指導の強化

市（消防本部）は、消防法の規定に基づき、防火対象物の用途、規模等に応じて計画的な予防査察を行い、常に防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の把握に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に是正を図り、防火安全体制を確立する。

ウ 高層建築物、社会福祉施設等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施及び消防用設備等の維持管理について、指導徹底を図る。

エ 火災予防運動の実施

市（消防本部）は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、1年に2回、春及び秋に、火災予防運動を実施する。

オ 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、県等関係機関及び発生地消防団幹部による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動及び教養の資料とする。

2 林野火災予防

市（消防本部）は、次の林野火災予防対策を行う。

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 危険地域の把握

林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

イ 林野火災防御計画の策定

迅速かつ効果的な林野火災防御を行えるよう、空中消火戦術を含む林野火災防御計画を策定する。

ウ 火災巡視等

火災警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、入山者や火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(2) 林野火災防止対策の充実

林野火災の原因は、たき火、たばこ等、火気の手扱いの不始末によるものが大部分を占めることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図る。

第2 危険物等災害予防計画

市担当部課	市長公室危機管理課、消防本部予防課
関係機関	熊谷保健所、熊谷警察署

1 危険物

市（消防本部）は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、施設管理者に対し、以下のとおり保安体制の強化、適正な施設の維持管理、保安教育、防火思想の啓発等の徹底を図る。

(1) 次により、危険物施設の整備改善を図る。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
- イ 立入検査を励行し、災害防止の指導を行う。

(2) 次により、危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- ア 危険物保安監督者の選任及び解任の届出を徹底させる。
- イ 危険物の取扱いについて、技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 次により、施設及び取扱いの安全管理を図る。

- ア 施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。
- イ 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。

2 高圧ガス

市（消防本部）は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大の防止のために県が行う以下のような施設管理者に対する対策について、連携して対処する。

- (1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう、検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 経済産業省、警察及び消防機関との必要な情報交換等、密接な連携の下に、防災上の指導を行う。
- (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携し、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど、防災上の指導を行う。
- (4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

3 銃砲・火薬類

市は、銃砲・火薬類による災害の発生及び拡大の防止のため、県が行う以下のような施設管理者に対する対策について、連携して対処する。

- (1) 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害の発生を防止し、公共の安全の確保を図る。

- (2) 経済産業省、警察及び消防機関と協調し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ、関係機関の協力の下、防災上の指導に当たる。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携し、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど、防災上の指導に当たる。

4 毒物・劇物

市は、毒物又は劇物による災害の発生及び拡大の防止のために県が行う以下のような施設管理者に対する対策について、連携して対処する。

- (1) 毒物・劇物の製造、輸入、販売、取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導、立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全の確保を図る。
- (2) 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ、関係機関の協力の下、防災上の指導に当たる。
- (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力の下、毒物劇物安全管理講習会等を開催し、毒物及び劇物の適正管理等について、防災上の指導に当たる。

第3 放射性物質事故災害予防計画

市担当部課	市長公室危機管理課、環境部環境政策課、消防本部、所管各部
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 放射性同位元素使用施設

市（消防本部）は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地、取扱物質の種類等の把握に努める。

また、放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により放射性同位元素等の漏えい等、放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合は、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ市、警察、県及び国に対する通報連絡体制を整備する。

(2) 原子力施設

埼玉県内には原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所はなく、本市はP A Z（予防的防護措置を準備する区域：原子力事業所からおおむね半径5 km）やU P Z（緊急防護措置を準備する区域：原子力事業所からおおむね半径30 km）に含まれていない。

しかしながら、埼玉県の周囲には、東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一及び第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力発電所が立地している。そのため、市（市長公室、環境部、消防本部）は、県外の原子力事業所における事故が発生した場合に備え、情報収集、連絡及び活動の体制等を整備する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市は、県と連携し、おおむね以下のとおり災害応急対策及び災害復旧への備えを行う。

(1) 情報の収集及び連絡体制

- ア 国、関係市町、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集及び連絡体制を整備する。その際、夜間又は休日の場合等においても対応できる体制とする。
- イ 収集した情報を的確に分析及び評価するため、専門知識及び専門家に関するデータベースを構築する。

(2) 災害応急体制の整備

- ア 取扱施設及び道路上における事故発生を想定したマニュアルを作成し、関係職員への周知を図る。また、活動手順や資機材及び装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、関係職員への周知徹底を図る。
- イ 消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国、県、市内関係事業所等との連携を図る。
また、緊急消防援助隊に係る体制の強化及び埼玉県下消防相互応援協定に基づく役割分担の実施に努めるとともに、受援計画の周知徹底を図る。
- ウ 放射性物質事故災害が発生した場合の応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要とされる場合に備え、体制の整備に努める。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

- ア 放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設、設備等を有する市内外医療機関について把握するとともに、連絡体制を整備する。
- イ 迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射線被ばく検査体制について、機材及びスタッフを有する市内外医療機関等について把握するとともに、連絡体制を整備する。
- ウ 放射線被ばく者の搬送先の広域的確保体制や、救急隊員等の二次汚染防止のための資機材、マニュアル等の整備を進める。

(4) 放射線量等の測定体制の整備

放射線関係事故が発生した場合に市内各地点における放射線量等を測定する体制及びモニタリング機器等を整備する。

(5) 飲料水の供給体制の整備

放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水を備蓄し、供給体制を整備するものとする。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国、県等と連携を図り、実施する。

(6) 広報体制の整備

放射性物質事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、住民等からの問合せに対応するため、コールセンターの設置等について検討する。

(7) 防災教育・防災訓練の実施

- ア 応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

■放射性物質事故への防災教育

- ◇放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ◇放射線の防護に関すること。
- ◇放射線による健康への影響に関すること。
- ◇放射性物質による事故の発生時に県及び市がとるべき措置に関すること。
- ◇放射性物質による事故の発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ◇防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ◇その他必要と認める事項

イ 放射線及び放射性物質の特性を考慮し、その他の職員及び住民に対し、平常時から、防災対策に関する事項について周知又は広報を行う。なお、広報内容は、防災関係職員に準ずる。

第4 道路災害予防計画

市担当部課	市長公室危機管理課、建設部管理課、道路課、維持課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

ア 道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用できる体制を整備しておく。また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集及び連絡体制を整備する。

イ 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するため、道路管理者相互及び警察との連絡並びに連携体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 道路管理者は、路面冠水、斜面及び擁壁の崩壊、落石、路肩欠崩等、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査及び把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害発生のおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者、地域住民や道路利用者に広報を徹底する。

イ 道路管理者は、以下の各予防対策に努める。

■道路事故災害の予防対策

- ◇道路施設等の点検を通じた現状の把握
- ◇道路における災害予防のための必要な施設の整備
- ◇道路施設等の安全確保のための必要な体制等の整備
- ◇バイパスの整備や多車線化等による安全性、信頼性の高い道路ネットワークの整備
- ◇重要な所管施設の構造図等の資料の災害発生時を想定した活用体制の整備

ウ 道路管理者（建設部）は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

2 情報の収集連絡

市（市長公室、建設部）は、国、県、関係市町及び警察等関係機関との間における情報の収集及び連絡体制を整備する。その際、夜間又は休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備、拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

→ その他、本章 第2節「災害情報体制の整備」参照

3 災害応急体制の整備

市（市長公室、建設部）は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。なお、職員への非常参集体制の整備に際しては、発災現場等において情報の収集及び連絡に当たる要員をあらかじめ指定する。

4 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市（市長公室）は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、ラジオ、テレビ等の報道機関、(株)ジェイコム埼玉・東日本（熊谷・深谷局）との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。